

平成19年第4回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成19年12月11日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時19分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田効子進君	副市長	相山慎二君
副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長 伊 藤 暁 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 會 長 佐 藤 準 一 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

17番 池田 亨議員。

17番(池田 亨君)(登壇) 2007年第1回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、平成20年度予算策定における重点施策についてであります。

一般の決算審査特別委員会は、平成18年度における全会計の決算を認定することといたしました。18年度一般会計で3億8,000万円余の繰越額を持てたことについては、全職員の努力によるところが大きいものであると率直に評価すべきだろうと考えているところであります。目下、執行中の平成19年度も第3・四半期目前というところであります。平成19年度予算は合併実質2年目の予算であり、合併効果を最大限に生かした予算編成に努めるとともに、広域的な行政課題への対応や行政の効率化など限られた財源で最大の事業効果を上げることはもちろんのこと、新市建設計画を着実に推進するための編成を目指しますと、このことを基本方針で明らかにして出発したわけでございます。

まだ、3カ月を残しております現在、決算見直しをお伺いするのはいささか早過ぎると思うのでありますが、今日段階における19年度予算の執行見直しと評価についてお伺いいたします。あわせて20年度予算策定に当たって、重点施策として取り組まれる課題にどのような事業を考えておられるのかお伺いをいたします。

第2項目めは、まちづくりについてであります。

市民が安心して生活でき、安全が保障されて生活できること、そして地域の温かさと人の往来で活気が感じられるまちを住民が求め、住民の求めにこたえることを最大の行政課題に課されているのが住民に最も身近に接している地方自治体の任務であろうと考えております。

21世紀は世界の人口が100億に達し、自然環境の変化、地球温暖化が深刻な問題となる21世紀はまさに水と食糧が最大の課題になると警告する研究者もおります。このことは常識的課題になっております。しかし、世界的な人口増加傾向の中で日本では少子高齢化により人口はピ

ーク時を過ぎ、減少傾向期に入ったと言われております。2006年士別市統計書から、士別市の人口の推移を見ますと2006年2万3,635人となっておりますが、5年前は旧士別市、旧朝日町合わせて2万5,386人であり、減少割合はマイナス6.9%となっております。10年前では2万6,620人でありましたから、10年前との比較では11.22%の減少率となっております。また平成17年10月1日現在、70歳以上の方は4,970人で、21.22%を占めていることとなっております。15歳から69歳までの生産稼働人口は1万5,549人で、全体の66.42%であります。

この表の係数をそのまま10年移動して考えますと、生産稼働人口はおおむね1万3,977人と推定され、人口比では59.7%になります。これは士別市の生産稼働人口が約7%減ることを意味いたしております。また、産業別、就業別総人口は平成12年に比べて17年は約1割減少しております。研究者は人口急増の一途をたどっていた日本の人口は2006年をピークに人類史上類を見ない長期的な人口減少期を迎えることを予測しております。士別市において、今問われているのは人口減少と高齢社会、とりわけ少子化による生産稼働人口減少に対応した社会資本整備をどうするかであろうと考えます。高齢化が進行中、地域住民の医療をどうするかなど、大きなくりの中で喫緊の課題として問われていると考えます。人口減少、過疎化、逼迫した財政課題、活力を維持しながら現状を逆ばねにして、活力あるまちづくりの設計図が本議会に提案予定の士別市総合計画であろうと考えております。

士別市の人口推移をたどってみますと、昭和36年、士別市と朝日町を合わせて4万7,702名、昭和51年、3万4,651人であります。15年間で1万3,051人の減少であります。そして、現在2万3,411人でありますから、ピーク時の半分になってしまったわけであります。過疎と高齢化が進行中のこの士別市において、まちの人々が懸命に地域、ふるさとを守って頑張っている姿と21世紀最大の課題、食糧と水を士別でしっかり守っている姿を見てもらう運動の一つとして、仮称ではありますが、ふるさと訪問事業などを新たな事業として起こし、取り組まれてはいかがと思うのでありますが、いかがでしょうか。

もう一つは目指す士別像についてであります。

サフォークランド士別、スポーツ合宿の里士別、自動車試験研究のまち士別、この言葉が恵まれた豊かな自然の中でたくましい生活者として士別のまちでの市民像を象徴するものであると思います。これが士別市民共通の認識ではなからうかと考えております。さきに21世紀は食糧と水が大きな課題になる時代になるという研究者の言葉を引用させていただきました。このことに対応する施策事業が農地、水、緑関連事業に収れんされていると考えられています。農政のあり方が地球温暖化、自然環境を守ることに連動すると考えるならば、農業者の担う役割は非常に重要なものであると考えなければなりません。

しかし、農畜産物貿易価格等、国際的な情勢からして、農業、特に北海道農業をめぐる情勢は極めて厳しいと分析されております。農業の所得保障の問題、農業担い手、後継者問題に関連する議論が本議会でも取り上げられております。農業が基幹産業と位置づけられ、農業への依存割合が高い士別市の現況に立ち、産業経済の側面から、また高齢化率が高い士別における

交通、医療サービス等も含めて、どのような土別のまち像を描いておられるのか、展望をお聞かせいただきたいと思います。

第3項目めは、保育行政についてであります。

平成19年度予算にはへき地保育所5カ所、児童数75名で委託費3,882万5,000円、私立認可外保育所5カ所、保育予定児童数179名で助成金1,893万8,000円が計上されて事業が進められておりますが、保育児童数、職員の配置、経営実態など、把握されている現況をお知らせいただきたいと思います。

最近保育所の経営を預かる方々からは児童数の減少、保育士の複数配置等に有資格者配置に伴う人件費、原油価格高騰に端を発する物価上昇などにより、光熱水費、安全確保のための除雪費等の負担が運営費全体に占める割合が高くなり、困難を極めていることが聞かれております。

へき地保育所と私立認可外保育所の公費負担分を児童数割合で計算しますと、へき地保育所児童1人当たり51万7,666円、認可外保育所児童1人当たり10万5,798円、1対5という割合になります。同じ土別市民、しかも土別の将来を担っていく子供たちのために、制度的な事情があることを承知しながら、認可外保育所運営事業の補助対象及び補助基準を見直して、実効ある子育て支援実現をしていただきたいと思うものであります。考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第4項目めは、労働施策についてであります。

1点目は、新規学卒者の就職見通しについてであります。

生徒数減少により、道立高等学校が統合により実質1校減になります。国の統計は経済復興の兆しありと結論づけておりますが、北海道、とりわけ土別地方を中心とする道北経済は依然として不況の渦から抜け出せない状況にあるというのが住民の実感ではなかろうかと思うのであります。今日段階で決定的な状況把握は困難であろうかと思いますが、どのように見通されているのかお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、季節労働者の就労見通しについてであります。

土別市に事務局を置いて、土別地域通年雇用促進協議会が季節労働者の離職後の就労機会の開拓を推進されていることは承知いたしております。御努力に敬意を表するものであります。しかし、問題はこれから先がどうなるのかということであり、ワーキングプアという言葉が暗示している深刻な社会問題を払拭する明るい展望を求めて、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子進君)(登壇) 池田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からまちづくりについて答弁を申し上げ、平成20年度予算策定における重点施策、保育行政並びに労働行政につきましては、それぞれの部長から答弁を申し上げることにいたします。

本市の人口減少と急速に進む少子高齢化を踏まえ、農業を初め、交通、医療サービス等につきまして、どのようなまちを描いていくのかといったような観点からお尋ねがございました。全国的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地方分権や行財政改革の進展など、社会的変化や構造的変化への対応が求められる中で、とりわけ本市におきましては、財政状況の悪化や地域経済を支えてきた農林業、商工業を取り巻く環境の変化などに伴い、さまざまな課題が山積をしております。

こうた中で、合併により基本的枠組みを新たにした本市は、こうした課題に的確に対応しつつ、まずは地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に向けた取り組みは不可欠であります。現在本市は合併協議会において策定されました新市建設計画に基づき、市民の相互信頼に基づく融和と一体感の醸成を地域イメージとして着実に定着しておりますので、新計画におきましても我がまちの個性としてその位置づけを明確にしたところであります。

そこで、議員から今後どのようなまちを描いていくのかとのことでありますが、まず農業に関しては産業経済の側面から申し上げますと、お話のように本市の農業は生産物、生産資材及び農業用機械の販売はもとより、食品加工業やあるいは運送業、更には建築土木業等の産業を支えるなど基幹産業として、今後においても農業を収益性の高いものとして継続的に発展をさせ、産業経済全体に活力をみなぎらせることで豊かで住みよいまちを目指すものであります。

次に、交通サービスについてであります。高齢化が進み、マイカーなどを利用できない方々の足の確保は重要な課題でありますだけに、路線バスの運行に当たっては現行路線の再編も視野に入れながら、デマンド交通システムの導入を初め、路線バスの効率的な運行と利便性の向上に向け、バス事業者等との協議を進め、本市に見合った交通体系の整備に努めてまいります。

次に、医療サービスについてであります。土別圏域の医療は公立病院と民間医療機関が連携する中で、住民の健康を守り、安全・安心な生活を支える使命を果たしてきたところであります。しかし、地域医療の中核を担ってきた自治体病院におきましては、近年の医師不足により、かかりつけ医から高度な急性期医療までのすべての機能を担うことは難しい状況にあることから、各医療機関と役割を分担して、広域的な連携にすることが必要となってきております。

高齢化社会が進展する中、地域におきましても確保しなければならないことは医療を中心に保健福祉、介護サービスが一体となった包括ケア体制の確立が必要であります。健康は医療のみで守れるものではなく、健康づくりと病気の予防を担う保健や病気治療後の社会復帰を促す福祉との連携が不可欠であり、現在地域にある人的、物的資源を効果的に活用し、健康づくり予防治療リハビリテーション、更には在宅に至る各段階に応じた包括的なサービスを提供する中で高齢社会に対応した医療を推進してまいりたいと考えます。

こうした時代の潮流や自治体を取り巻く環境の変化を初め、多様化する住民ニーズ、更には本市の地域特性や歴史的な経過などを見きわめながら、将来に夢や希望の持てるまちを創造していくことが何よりも大切でありますことから、新計画におきましては、地域の主体である市

民の持つ人の力や連携によってはぐくまれる輪の力、地域資源が生み出す地の力を大切にし、更に交流がもたらすきずなの力を生かし、こうした力が有機的に連携していくものとして、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりを基本理念に掲げ、天塩の流れとともに人と大地が躍動する健やかなまちの実現に向け、努力をしてまいりたいと考えております。

なお、お話もございましたふるさと訪問事業の創設につきましては、土別市民と交流を深めるとともに、更に会員同意の交流を深め、実際にふるさと土別を見て、感想や御意見をいただくことのほか、経済効果など、地域活性化の上でも意義あるものと考えますので、どのような方法が可能なのか、ふるさと会とも十分協議を進めてまいりたいと存じます。

以上私からの答弁はこれで終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から平成20年度予算策定における重点施策などについてお答えいたします。

本市の財政状況は、自主財源である市税において税源移譲による増収が見込まれますが、実質的には伸び悩み傾向にあるとともに、地方交付税についても国の歳出・歳入一体改革による抑制や国税収入の伸びに伴う交付税原資の増加にあっても、地方財政健全化の視点に立ち、交付税特別会計の借り入れ返済に充てるといった考えにあり、このため交付ベースでは減額が見込まれるなど、歳入の確保は依然として厳しい状況にあります。また財政の健全性を示す各種指数も硬直の度合いを高めており、今後も大幅な改善は見込まれない状況にあります。このようなことから、平成18年5月に策定した土別市行財政改革大綱を基本に、行政全般にわたる改革に取り組んでいるところであります。

そこで、19年度予算の執行を現段階でどのように評価しているかとお尋ねでございます。平成19年度は土別市行財政改革大綱実施計画、財政健全化計画を具現化するための実質的なスタートの予算として、事務事業の見直し、徹底した経費の削減のほか、行政課題への対応や行政の効率化など、限られた財源で最大の効果を上げることを基本に、新市建設計画の着実な推進を図り、引き続き両市町の均衡を発展を目指したところであります。

健全財政の維持に向けては、職員給与の見直しを初め、議員特別報酬の引き下げなど、人件費の抑制が図られたところであり、事務事業の見直しにつきましては遊休財産の処分による歳入確保のほか、コストダウンの励行による経費節減、合併による事務の効率化などの成果などがあらわれていると考えております。

また、新市建設計画で予定していた事業につきましては、新規事業として特別養護老人ホーム美土里ハイツの増床に伴う実施設計を行うとともに、糸魚小学校建設事業については、本年11月に完成をいたしたところであり、北部団地、もみじ団地整備事業、道路街路事業では、東大通りや朝日上土別南1号線などを実施するなど、新市建設計画を着実に推進できたものと考えております。

次に、19年度の決算見込みについてであります。

歳入につきましては、市税において所得税から個人住民税への税源移譲による増収のほか、法人市民税についてもほぼ予算額を確保できる見込みにありますが、普通交付税については新型交付税の導入による影響から本市には不利な算定となったため、前年度と比較して2億3,000万円の減額となったものの、ほぼ見込みどおりの61億円の決定となったところであります。

また、特別交付税につきましては、12月交付において新たに頑張る地方応援プログラムによる3,000万円が措置されましたが、合併支援措置で4,000万円の減額となったことから、1億4,400万円の交付となり、前年度より11.6%の減となったところであります。ただ、明年3月に決定される総額においては前年度の9億円からは減額になるものと見込んでおりますが、予算計上の6億5,000万円は確保できるものと考えております。

一方、歳出におきましては、燃料費の高騰に伴い、施設の維持管理費などが増加しておりますが、人件費の抑制とともに、各種事業の不用額においてもある程度で見込まれるところであり、現段階では当初予定していた1億3,000万円の財政調整基金の取り崩し停止を図るとしても、一定の黒字が確保できるのではないかと推察いたしております。

次に、平成20年度予算の重点施策についてであります。

本市における最大の行政課題は財政の健全化であります。このため新年度予算は財政健全化計画の着実な推進を第一に、引き続き健全化の維持を図ってまいりたいと考えておりますし、20年度からスタートする土別市総合計画との整合性にも十分留意した予算編成を目指しているところであります。具体的な内容につきましては、予算要求の段階でありまして、事業の集約は今後となりますが、ハード事業の重点的なものとしたしましては、北部団地E棟及び農畜産物加工体験交流工房の建設や上下水道施設改善に取り組むとともに、朝日地区においては特別養護老人ホーム美土里ハイツの増床に伴う建設費についても予算計上を予定いたしております。

また、ソフト事業につきましては、これまで行ってきた施策の継続が主なものとなりますが、ますます進展する少子高齢社会に対応する福祉施策の展開、基幹産業である農業につきましては、農業・農村活性化計画、農業・農村担い手支援事業の推進、商工観光につきましては、サフォークランド土別プロジェクトを中心とした羊によるまちづくりの新たな可能性の拡大を図るとともに、人的交流につきましては、姉妹都市や友好都市との交流を初め、スポーツ合宿による交流人口の拡大などの取り組みについて予定いたしております。更に現在の商店街の置かれている状況を考慮し、店舗改修等に対する新たな助成措置についても検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君）（登壇） 私から保育行政についてお答えいたします。

最初に、へき地保育所と認可外保育所の保育児童数と職員の配置について現在の状況を申し上げますと、まず、へき地保育所につきましては上土別保育園が保育児童26名、職員3名とな

っており、以下、多寄保育園が児童18名、職員2名、温根別保育園が児童11名、職員2名、下士別保育園が児童8名、職員2名、武徳保育園が児童15名、職員2名となっており、総定員150名に対しまして78名の児童で、入所率は52%、職員は全体で11名となっております。

また、認可外保育所につきましては、観月保育所が児童34名、補助対象の職員配置は4名となっており、以下、東丘ひまわり保育園が児童30名、職員3名、南町保育園が児童48名、職員5名、つくも保育園が児童34名、職員4名、こぶたの家保育園が児童33名、職員4名となっており、総定員210名に対して保育児童179名で入所率85%、職員は全体で20名となっております。

更に経営実態について、どう把握しているのかとのことではありますが、へき地保育所につきましては、農家戸数の減少などによる少子化の影響が大きく、平成15年ころまでは全体で100名を超える入所児童数を確保しておりましたが、現在では児童の確保が難しくなっており、経営的にも困難さを増してきている状況にあります。

また、認可外保育所につきましても、少子化の影響から平成10年には全体で210名を超えていたものが、現在では180名から190名で推移しており、児童数の減少が経営を厳しくし、平成19年度末をもって休止する保育所も出てくる状況にあります。

次に、認可外保育所への補助基準を見直せないかとお尋ねでございますが、全道の状況を申し上げますと、へき地保育所への運営委託につきましては、国の交付金もありますことから、ほとんどの自治体で助成措置を講じておりますが、認可外保育所につきましては単独助成措置となるため、道内35市の中で認可外保育所が設置されております28市のうち、助成措置を講じているのは9市となっております。

そこで、本市の補助基準につきましては、保育士や児童の数に応じた助成や冬期暖房料も暖房器具の数や灯油の実勢価格に応じた助成措置とするなど、運営経費に比例した助成額となるよう工夫をしながら支援を行っているところであります。

近年少子化対策の重要性が叫ばれる中、市としましては従来からすべての児童への支援という考え方や認可外保育所の運営が地域において公共的な役割を担っているとの認識から一定の助成策を講じてきたところでありますが、更に補助基準を見直し、助成の上積みを図ることにつきましては、現下の厳しい財政状況を考えますと大変難しい状況にあります。

しかしながら、議員のお話のように、認可外保育所など民間保育施設の運営につきましては、児童数の減少などにより大変厳しい状況にありますことは事実であり、先ほども申し上げましたが、一つの保育園が休止となりますと、そのことが市の保育行政に与える影響も大きいわけでありまして、したがって、このような少子化傾向に対する保育の基本方針の確立が必要と考えておりまして、各保育施設の今後の見通しや対応方針などを十分に協議し、それぞれの役割分担をしていく中で合意形成を図りながら、市全体の方向性を見出していかなければならないものと考えております。

このようなことから、今後次世代育成支援行動計画推進懇談会の委員を初め、保育などにかかわる関係者を含め、検討する機関を設置して、本市の保育行政のあり方を十分に検討する中

で子育て支援策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から労働施策についてお答えいたします。

本市における中小企業の経営実態は、長引く景気の低迷による資金繰り悪化や同業者間との競争激化、原油価格の高騰に伴うコストの上昇などから、収益が減少するなど、雇用環境は極めて厳しい状況にあるものと認識をいたしております。ハローワーク士別が公表いたしております管内の10月末現在の有効求人倍率は0.4倍であり、5人の求職者に対し、2人の求人しかなく、特に新規学卒者を取り巻く雇用環境は、今日的な経済情勢から企業の求人計画は減少傾向にあります。

こうした中、市内3校におけます新規学卒者の就職内定状況についてであります。11月末現在の市内の3高等学校での就職希望者は48人、就職希望地別は市内23人、道内24人、道外1人で、このうち内定を得た生徒は24人、内定率は50%で、就職希望地別では市内10人、道内13人、道外1人となっております。この時期での内定率を昨年と比較いたしますと、昨年は70.6%でありましたので、率で比較いたしますと本年度は20.6%減少しており、大変厳しい内定率となっております。

そこで、今後の新規学卒者の就職見通しについてであります。高等学校の進路担当教諭やハローワーク、商工会議所、商工会などで構成する新規学卒者進路状況会議においても厳しい経済環境の中で企業側は求人計画が立てられず、年齢を問わず即戦力としての人材を求めているということも伺っており、新規学卒者の就職状況はこれまでにない狭き状況にあるものと考えております。このためこれまで市内の事業所に対し、新規学卒者の採用計画の樹立について、広報誌や新聞などで求人要請などを行うとともに、8月末には9月からの就職選考開始に向け、毎年実施いたしております地元産業説明会を8事業所の協力を得て、就職希望者29人の参加のもとで開催し、地元企業の情報提供に努めてきたところであります。

また、今後におきましては、地元企業が求人募集をしたにもかかわらず、まだ未充足な事業所もありますことから、この対応を含めまして、求人、内定状況の実態を把握する中で、来年1月から従業員数20人以上の市内事業所を対象とした求人開拓のための事業所訪問を実施し、採用計画の検討について要請を行う予定であります。更に今後の就職内定率を見きわめて、2月にはいま一度新たな求人計画を立てられた地元企業の協力をいただく中で、就職促進会の開催も視野に入れ、対応いたしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても若年労働力の確保と育成については、企業の発展はもとより活力あるまちづくりを進める上で極めて重要なことでもありますので、希望を持って社会生活の第一歩を踏み出すことができるよう、今後とも高等学校やハローワーク等と連携を図り、この対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、季節労働者の就労見通しについてお尋ねがございました。御承知のとおり、国の通年

雇用促進支援事業は、これまで季節労働者を大きく支えてきました冬季雇用援護制度にかわる北海道版の事業として、平成19年度から21年度までの3カ年の事業として創設されたものであります。本市におきましても去る8月2日に剣淵町、和寒町を含めた1市2町の行政、経済、労働団体等の18団体で構成する土別地域通年雇用促進協議会を設立し、10月1日に国との本事業にかかわる委託事業を締結し、本格的に事業を開始しております。

そこで、これまでの取り組みにつきましては、構成団体の実務担当者を委員とする運営委員会を開催するとともに、季節労働者の通年雇用化と離職後の冬期間の就労機会の確保を図るため、地域内の事業所を訪問し、雇用の実態把握や求人開拓に努めてきたところであります。更に本協議会が計画いたしております事業内容等につきましても、10月号の広報紙で周知し、12月には季節労働者の方々や企業からの就労相談等に応じられるよう、独自の啓発紙を作成し、全戸配布をする中でこの対応を図ってまいりました。

今後の取り組みといたしましては、季節労働者を対象とした職業選択などの就職活動等についてのセミナー、職業、個別相談会の開催、通年雇用に必要な各種資格取得費用に対する支援、更には建設業などの事業所を対象とした企業単位での移動就労を促進する道外企業との面談会、また新分野等に進出するためのセミナーの開催等、来年の3月まで計画的に実施いたしてまいりたいと考えております。

特に季節労働者の方々の通年雇用化に結びつくための具体的な取り組みといたしまして、例年ですと11月から12月に一たん離職をし、翌春の5月ごろから就労するパターンが多いわけですが、現在就労している事業所を何とか離職させないで、そのまま身分を保障し、雇用保険や健康保険を継続したままで他の業種へ出向させることができないか。更に出向させた場合、現行の賃金水準を下回らないようにできるのか。また12月から翌年3月までの出向期間の場合、4月分の空白期間の仕事をどのように確保するのかなど、現在受け入れ企業側と出向させる企業側で、これらの課題解決を図るべく、協議会といたしましても積極的にかかわりを持って、鋭意協議を行っているところであります。しかし、ただいま申し上げてまいりました国の新たな取り組みだけでは、季節労働者の方々の就労に対する不安が解消されないものと考えております。

そこで、市の取り組みといたしまして、引き続きこれまで企業組合を通じて実施いたしてまいりました冬場の雇用対策としての冬期就労事業、機動職業訓練の支援、更に雇用保険特例一時金受給のための資格取得の要件が満たされるよう、10月に市内事業所に対し、就労機会確保の協力をお願いしているところでもあります。季節労働者を取り巻く環境は大変厳しく、通年雇用化は待たなしの状況でございますので、何とか1人でも多くの方々が安心して就労できますよう土別地域通年雇用促進協議会を核として関係する機関との連携のもと、しっかりと協議を行う中で、まずはこの通年雇用化への体制づくりを確立すべく鋭意推進をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 9番 平野洋一議員。

9番（平野洋一君）（登壇） 平成19年度第4回定例会に当たり、さきの通告に従い一般質問を行います。

まず1点は、児童・生徒の問題行動調査と今後の対策についてであります。

2006年度に全国の国公私立の小・中学校が認知しました問題行動、いわゆるいじめは、およそ12万6,000件に上り、前年度の6倍に上ることが去る11月15日文部科学省の問題行動調査で判明をいたしました。道内の発生件数は7,900件で前年度の実に7倍となり、1,000人当たりの認知件数は全国平均8件を上回る13件、学校別では小学校が前年度比12倍の6万1,000件、中学校が同4倍の5万1,000件、高校が同6倍の1万2,000件であったと伺っております。このように急増した背景は何であったのか、まずお伺いしたいと思います。

また、本市としてはどのように調査がなされ、どのような件数が報告されていたか、把握した件数からどのようなことがわかったのか、お伺いしたいと思います。

元来、こうした問題行動（いじめ）は、見えづらい、把握しづらいものでございまして、今回より実際に近い結果が出たものと判断しているわけではありますが、調査方法として担任からの情報、本人からの訴え、保護者からの報告、父母へのアンケート等々、いろいろあると思いますが、学校がいじめを把握したきっかけはどのようにしてなされたのでありましょか、本市の状況をお知らせください。あわせて、冷やかしか、からかい、仲間外れ、集団による無視などのいじめの対応、これはどのようなものであったのかお伺いしたいと思います。

近年、教員や保護者による実態把握がますます難しくなっていると聞いております。それは携帯電話によるメールやインターネット上での学校裏サイトなど、陰湿化、潜在化した新たな形のいじめが広がりつつあることであります。このような事実は本市においてあったのでしょうか。また、本市のどれだけの児童・生徒が今携帯電話を所持しているのか、判明できたらお示しをいただきたいと思ひます。

今回の問題行動調査で、小・中・高校の児童・生徒が起こした校内暴力の調査も同時に行われました。全学校の20%に当たる7,711校で発生し、4万19件発生との報道がございましたが、件数と暴力の形態等について本市の状況をお示しいただきたいと思ひます。

さて、いじめの件数を把握しただけで事は解決しないのであります。いじめの兆候をできるだけ早くつかむことが対策の基本でございます。学校、家庭、住民が協力して情報を共有し、対処できる仕組みがほしいものであります。本市では今回把握したいじめの事案にどのように対処し、解決が図られたのでありましょか、お尋ねをしたいと思います。

恥ずかしながら、私自身を反省して考えてみますと、教師の経験から申し上げますが、教師は自分のクラスからいじめは出てほしくないと常日ごろなたも願っているわけであります。もし出てしまったら、自分には教師としての指導力が足りないのではないのかと自問するわけでございます。その結果、隠せるものなら黙っていようという雰囲気生まれてくるのでございます。ここに学校が把握し切れない、洗い出し切れないいじめが転がっている一因があるの

でございます。教師個々がいじめを背負い込むのではなく、学年、あるいは学校全体として受けとめる、この辺の意識をまず変えていただき、いじめを隠さず、根こそぎ洗い出し、前向きに対処していただくことが何より大切と思いますが、御所見を賜りたいと思います。

道内では、いじめが原因で自殺した滝川市の小学生について、道の教育委員会と滝川市教委がいじめを認めず、遺書を放置していた問題が発覚しましたが、このような事案はこれを最後に二度と起こしてはならないと考えるわけでございます。

さて視点を変えて、こうした問題行動を起こす土壌を改善し、1,100人余りの児童・生徒に地道な、しかも刮目すべき指導を行い大成功をおさめた町がございます。長野県小県郡真田町、現上田市でございます。この町の教育長が校長時代、世間で言う荒れる学校が多かったのでございます。朝礼で子供がばたばたと倒れる。調べてみると貧血なんでありまして。授業に集中できずに騒ぎ出す。調べてみると空腹なのでございます。いろいろ調べているうちに直感は当たりました。コンビニ弁当を多食している子供たちと校内で問題を起こしている子供たちがほぼ一致したのであります。子供たちが荒れるのも、非行に走るのもその背後にお腹が満たされていない。したがって、文字どおり健康な子供になり得ていない実態があったのでございます。

そこで、教育長は猛然と取り組んだのでございます。それは学校給食の改善であります。基本としてパン食を発芽玄米まじりの米食に切りかえました。育ち盛りの子供たちのためにポリウムをいっぱいにし、何よりもおいしくしたのであります。とれたての地元の産物を活用しました。子供たちの評判は実によかったのでございます。

こうした実践の積み重ねの結果、真田町は子供の問題行動がゼロになったのであります。しかも都会の子供などにも負けない学力がついたのです。また、体力も思いやりや優しさも育ったのであります。学校給食だけの改善で子供はこんなに変わってくると実感したそうであります。この事実をどう受けとめられますか、お尋ねをします。

先刻、小・中学校で実施されている給食をめぐり、文部科学省が主要目的を従来の栄養改善から食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に転換する方針を固めたとの新聞報道がございました。戦後の食糧難を背景に不足しがちな栄養を給食で補うことを主目的とした1954年施行の学校給食法は今や食糧事情が改善された上、子供の食生活の乱れが指摘される2005年食育基本法も成立しましたし、今や実態に合った内容にする必要があると判断したものと考えられます。

こうした状況を踏まえて農業を基幹産業とする本市は、地産地消を生かして教育環境を改善する最適なまちとして、今後の取り組みに大いに期待しているのではないかと思うわけでありまして。鋭意取り組んでおられる土別市の学校給食に現状は認に甘えることなく、改善にメスを入れることが大切ではないかと思いますが、御所見を賜っておきたいと思っております。

2点目は、市長と語る会についてでございます。

市長の行政報告にありましたように、去る10月23日から11月6日までの間、今年度は予定どおり市内10会場において市長と語る会が開催されました。昼間、午後の時間帯、あるいは夕食

の時間帯と、ところによって開催時間は差異はありましたが、市長以下、市の幹部職員総ぐるみでの対応は大変御苦労なことでありました。市側の諸準備等、滞りなく取り組まれ、改めて敬意を表したいと思います。

主催が自治連でありますから、人集めにもう一工夫ほしいと思われたことと思いますが、市側の並々ならぬ意気込みに対して一般市民の参加状況あるいは関心度等、どのように受けとめられたか率直な感想をお伺いしたいと思います。一体どれだけの市民が関心があるものなのか。また地域ごとにどのような地域課題があるのか、つぶさに把握するため、私はすべての会場に足を運び、傍聴させていただきました。

主催者の次にあいさつに立った市長は、今日的な行政を取り巻く動向に加え、市民が最も心配をしている土別市立病院の現状や今後の方向性について熱弁を振るわれました。特に多額の不良債務が発生した背景についてのくだりはかなりの説得力があったと思っておりますし、どの会場においてもこれに要した時間は40分を超える時間を費やしておられました。どうか本定例会において、望まずして背負いこまされた不良債務について、市民に理解と協力をいただくためにも、もう一度市長からわかりやすく語りかけていただきたいものと思っております。

次に、新市総合計画素案の策定状況についての説明後、フリートークで今後の施策等について意見交換が行われましたが、市として今後の施策に生かしていくべき貴重な意見がどのようなものであったのか、どのように押さえられましたかお伺いしたいと思います。

また、地域課題を含めた質問、意見等、多岐にわたって話し合われたわけですが、今後の行政運営に生かすべき事項をどのように押さえられたのか、お伺いしたいと思います。

さて、どの会場においても参加者が最も心配していることの一つに、さきにもお話ししましたが、市立病院の経営健全化、不良債務の解消についてでございます。これらの善後策として、去る9月21日、道医療対策協議会が赤字や医師不足に悩む道内94自治体病院の共倒れを防ぐねらいで、自治体病院等広域化連携構想素案を決定いたしました。道内30区域ごとにセンター病院を配置し、ほかの病院と連携をなす内容であることは周知のとおりであります。

語る会において、公立病院を抱える各都市は病院会計で等しく失速している、厚生労働省の医療改革が裏目に出てしまったのだ、一地方都市だけでは到底解決でき得ない不良債務が発生しているんだ、10億円、20億円、いやそれ以上の債務を抱えている都市もあるんだ、・・・・・・次々と市長の話は続きました。

しかし、8億2,000万円の累積債務は現実に発生しているのでありまして、これをどう減らしていくのかの対応策が全く触れられていなかったのであります。市民協働のまちづくりにするためにも、市の理事者も一般市民も常に情報は共有していかなければなりません。恐らく不良債務は日々膨張し続けているものかと思いますが、今時点、12月の現時点でどの程度の金額になっているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

医師不足で勤務医に物すごい過重労働が強いられています。やむなく午前診療にしなければ医師を引き上げるとの大学当局の意向を受け、実施に移しましたが、患者をさばき切れず、診

察、特に内科は午前診療といいながら、午後3時を超えて診察が行われております。医師スタッフの拡充を図る、研修医を受け入れていく話はまだ生きていますでしょうか。これ以上医師が減っては市立病院そのものが維持できません。そういう状況にならないよう、なっては救急医療も対応が難しくなってくると思いますが、年度がわり等で医師が減るなんていうことは絶対にないことを確約していただけるのかどうか、伺っておきたいと思います。

最後に、自治体病院等広域化連携構想案について、既に医療圏ごとの地域説明会が上川北部でも開催され、総論賛成で素案は了承されたようでございますが、会議に出席された市長からその場の雰囲気等、補足して市民に伝えることはないかお伺いしたいと思います。

市立病院は、センター病院にはなり得なかったのでありますが、270床、実質230床を有する道北屈指の施設であります。既に産婦人科、小児科では連携が始まっているわけですが、土別と名寄センター病院との役割分担を明確にして、施設の有効活用を図る以外に道はないと思います。市長並びに病院長等、トップの話し合いはどの程度持たれているのでしょうか。そしてどこまで進んでいるのでしょうか。まさか土別が診療所に格下げになるとは思いたくありませんが、土別市立病院のあるべき姿はどうあればよいか、診療科目を現状のまま維持していけるのかどうかも含めて、本市としての構想ビジョンをどのように考えておられるのか、お示しをいただきたいものと思います。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市長と語る会について答弁を申し上げ、児童・生徒の問題行動調査と今後の対策につきましては、教育委員会から答弁をしていただきます。

市長と語る会につきましては、自治会連合会の主催により毎年実施をしていただいておりますが、本年は朝日地区も自治会へ移行いたしましたことから、全市的に歩調を合わせての市長と語る会となり、10月23日から11月6日までの8日間、10会場で開催され、266人の参加があったわけでございます。

この語る会は、市の行政施策に対し、日常生活の中で市民が感じていることを直接お伺いすることができる機会として、更には行政側から施策等に関する説明の機会として貴重なものと考えております。

本年度は市民の皆様が大変御心配をされている病院の問題につきまして、地域医療の現状と課題を中心に医療制度の改革、医師不足の状況、現在の市立病院が置かれている現状など、現在議論されている北海道医療対策協議会の内容も踏まえた中で説明をさせていただきました。また、先般振興審議会から答申をいただきました新市の総合計画の素案についての説明もさせていただくとともに、財政の状況、農業、サフォークを中心としたまちづくりの経過、合宿についてのお話もさせていただいたところであります。

病院の不良債務の件につきましては、定例会の一般質問や決算審査特別委員会などにおきま

して、議員の皆様にもお伝えをしているところであり、特に地域医療の課題につきましては、極めて重要な課題でありますだけに、私としても誠心誠意時間をかけてお話をさせていただいた次第であります。

そこで、語る会で出された意見や提言をどのように施策に生かすのかということについてありますが、このたびの市長と語る会におきましては、医療に対する市民の皆様のご関心も高く、関連した意見や提言が数多く寄せられ、更には後期高齢者医療制度、ごみ収集の有料化の問題など、生活に直結する課題から、定住促進、農業と観光を連動した取り組み、子育て、救急搬送、リユース食器、朝日地区におきましては、除雪にかかる補助制度、市が保有するバスの利用、各種イベント等の継続などの幅広い御意見や御要望をいただき、今後の市政運営において参考にしてまいりたいと存じます。

また、今回はさきに申し上げましたように、新しい総合計画の素案に対しての市民の皆様のご御意見や御提言をいただく機会でもあったわけであり、資料等が当日配布をされましたことから、意見や提言をいただくには困難な面もあったとは思いますが、食育、地産地消、子育て支援、防災、農業振興、あるいは財政について、さまざまな御意見や御提言をいただくことができました。御意見や御提言につきましては、素案に直接反映できるもの、今後の課題として整理するものなどに分類をして、この結果を策定本部会議において検討し、振興審議会での議論を経て、最終的な計画案の策定に至ったところであり、まちづくりワークショップ、まちづくりミーティング、各種団体との意見交換なども含め、一定の市民意見を反映できた計画になったと考えております。

総合計画に限らず、これら市長と語る会に出されました意見や提言につきましては、これまでも年度ごとに集約作業を行って行政運営の参考としてきたところでありますが、今回についても同様に貴重な意見、提言として施策推進上の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、市立病院の経営健全化にかかわって幾つかのお尋ねがございました。今年度の市長と語る会の開催に当たりましては、多くの市民が関心を寄せている市立病院の現状と経営状況を市民の皆さんに理解をしていただくために、一会場をお話のようにおよそ40分という多くの時間を割いてお話をさせていただきました。平野議員は開催された会場にすべて顔を出されておりましたので、この私の説明の医療の今日的な困難な状況に至ったことについて、更には困難を克服していくため、いかに困難な問題が山積をしているかなど、また医師の絶対量が不足をしており、その解決策はいかにかるべきか、極めて不透明で一自治体ではできない、手の届かないところにある点につきましては、よくこの現状は御理解をいただいたわけでございます。

また、こうした現状にかんがみまして、これからの地域の医療をどうするかを論議していくために平成17年5月に北海道医療対策協議会が設置され、私は協議の中心となる自治体病院等広域化検討分科会に席を置きまして道内の自治体病院の再編に関する素案づくりに多くの3医育大学の先生方、あるいは行政の方々、そしてまた開業する地域の医療の先生方とも多くの意見の交換をさせていただきました。これら素案の内容についても説明をするとともに、今日、

自治体病院がなぜこのように経営が悪化してきたのか、このまま何の対策もとらずにいるとどうなるのか、そしてこれらを解決していくためにはどうすればよいかなどを市民の皆さんに説明をして広域連携を推進することにつきましては、一定の理解を得たものと判断をしているところでございます。

そこで、現在の市立病院の経営状況についてのお尋ねでありましたが、平成18年度末の決算におきまして、常勤医の減少とともに医療費抑制策から来る患者数の減少と診療報酬の引き下げなどの影響を大きく受けて、2年間で約8億2,000万円の不良債務を抱えるに至ったところであります。

私は、この説明会におきまして、決してまだ土別が8億円という額だから安心しておれるんだなんていうことで胸を張ったような記憶は全くありません。このように前年度の決算は、大変厳しい結果となりましたが、今年度の収支状況においても、医師の確保も含めて経営環境を直ちに好転させる材料はなく、患者の減少に歯止めがかからないなど、今年度についても前年度並みの不良債務が見込まれるところであります。

次に、臨床研修医についてのお尋ねがございました。

この研修医制度は、平成16年度から実施されているもので、これまで多くの病院において、研修医を受け入れてきたところであります。

本院においても、地域医療を担う人材養成を目的に、今年6月厚生労働省から臨床研修病院の指定を受け、臨床研修医を募集したところでありますが、残念ながら応募する学生が見つかりませんでしたので、次年度以降、指導医の状況を見ながら、研究医確保に改めて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、新年度における市立病院の診療体制のお尋ねでございましたが、現在各医科大学の医局におきまして、各協力病院に配置をする医師の人事作業を行っていると同様にありますが、臨床研修制度により医局に入局する医師が極めて減少していることに加え、開業や縁故により大学の医局を離れる医師も少なくないことから、前年並みに医師を配置されるかどうかは現在のところ全く不透明な状況にはありますけれども、数日前に吉川院長は旭川医科大学の医局にじかに出向いて、この関係について真剣にお願いをしてきているところでもございます。

次に、北海道から提案のあった自治体病院広域化連携構想の協議経過についてのお尋ねがございました。

去る11月16日に名寄市で開催されました上川北部地域保健医療福祉推進協議会に私も出席をいたしまして、これまでの北海道医療対策協議会における審議経過の説明と北海道に対する要望意見も申し上げてきたところであります。特に北海道に対しましては、現在の地域医療の現状を道民に理解をしていただくためには、知事が先頭に立って地方病院の窮状をアピールしていただくことが必要であり、このことで地域の方々の医療がある程度不便になることはやむを得ないものとしても、これを理解してもらえないのではないかということ意見を申し述べてきました。

なお、会議につきましては、現在の自治体病院が抱えている医師不足の問題や経営状況の悪化などを考えますと、病院の共倒れを防ぐためにも人的資源や医療機器などの物的資源を有効活用しながら危機的な状況を回避していかなければならないということで、北海道が示した素案に対して総論で異議はなかったところであります。

この広域化連携構想につきましては、今後一部事務組合や広域連合による病院運営の検討が求められると思われませんが、今回示された素案に基づいて、名寄市立総合病院を中心として、広域連携を行った場合にどんなことが可能なのか、現在名寄市側と意見交換を行っている段階でありまして、いまだ具体的な構想には至っていない状況にありますので、今後も早い時期によりよい方策が得られますように継続して協議を行ってまいります。

なお、病院事業会計は、先ほど申し上げましたように、平成19年度末においても非常に厳しい決算状況が予想されており、病院の健全化には一刻の猶予もならない状況にありますが、市立病院の経営を短期間にこれを改善し、健全化させていくということは医師の確保状況や現在の医療費抑制政策の中では極めて困難な情勢にあるわけでございます。

このように本市の病院を初め、道内の公立病院の多くは医師不足の影響によって大変厳しい経営環境にありますことから、北海道におきましては医師確保対策として旭川医科大学が来年度以降、地域枠の学生を50名程度に増員をして、卒業後は道東、道北に配置をしていくという計画を決定しているわけでございます。

この計画が現実いたしましても、早くても8年後には道東、道北において地域医療に当たる医師が十分確保されてくると思われますが、これまでの間、何とか不良債務を増大させないような方策をとっていくことが地域医療を守っていくためにも今後の重要な課題であると認識をいたしております。このため平成20年度中に作成が義務づけられている公立病院改革プランの策定に備え、今後不良債務を増大させないためにも病棟のさらなる削減による人件費等の抑制を行い、経営健全化を目指してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から平野議員の児童・生徒の問題行動調査と今後の対策についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありましたように、16年度に文部科学省が行った問題行動等調査で、いじめの件数が全国において前年度の6倍、約12万5,000件に達したと発表がなされたところでございます。そこでまずこのように急増した背景は何かとのお尋ねでございますが、それまでの調査におきましては、文部科学省のいじめの定義が自分より弱者に対し、一方的に身体的に心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものと定義づけられておりましたが、昨年はいじめが原因と見られる自殺者が相次いだことを受けまして、今回の調査においては被害を受けている子供の視点に立ち、冷やかしかやからかい、無視されたや遊ぶふりしてけられた、たたかれたといった細部にわたる項目を掲げ、学校の意識改革といじめの掘り起こしを進めるため

に、定義の拡大と見直しが図られ、本人がいじめと感じたものはすべていじめとしたことで、このような件数の急増につながったものと認識しているところでございます。

そこで、18年度におけるこの調査の本市の状況についてでございますが、いじめの認知件数は小学校で16件、中学校で9件が報告されたところであり、このいじめの対応といたしましては、小学校においては冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた、仲間外れ、集団による無視、軽くぶつけられたり遊ぶふりして蹴られた、たたかれたといった内容が主でございます。中学校においても小学校とほぼ同様の内容となったところでございます。

また、いじめを知ったきっかけにつきましては、小学校ではアンケート調査など、学校の取り組みによるものと学級担任が発見したものが多く、中学校では生徒本人や保護者からの訴えと学級担任が発見したケースが主たるきっかけとなっております。各学校においては何らかのいじめの兆候が見られたときには、まず実態把握に努め、速やかに対応する校内体制を整えておりますが、これらの事案からは深刻な事例は認められなかったところでございます。

更に今回の問題行動に関する調査で、あわせて校内暴力についての調査も行われたわけでございますが、本市における暴力行為は17年、18年度とも発生件数はなかったところでございます。

次に、携帯電話を持っている子供の数についてのお尋ねがございましたが、小・中学校17校のうち、11校で把握している数字を申し上げますと、現在私どもが押さえている数は小学生で28名、中学生で120名であります。この中には大規模校3校が含まれておりませんので、実際にはまだ多い数になるかと思っております。

近年子供が犠牲となる事件が多発している現状から、子供を心配して携帯電話を持たせる親も増えておまして、年々増加傾向にあるものと推察しているところでございますが、こうした状況の中、携帯電話やインターネットを利用した誹謗中傷など、姿の見えない陰湿化、潜在化した新しい形のいじめが広がりつつあり、本市においても数件確認しておりますが、教員や保護者による実態把握はより難しくなっているのも事実でございます。

そこで、携帯電話やパソコンを利用した陰湿な書き込みやいじめを防ぐため、市教委といたしまして、こうしたことを起こさせないように校長会を通じてさまざまな事例や資料提供を行い指導してきているところであり、各学校におきましては総合的な学習の時間等を活用し、学級指導に力を注いでいるほか、N T Tや警察官による携帯電話やインターネットについての講話等を実施し、陰湿な誹謗や中傷は犯罪であることを含め、正しい使い方理解を深める取り組みをしているところでございます。

また、携帯やパソコンに限らず、いじめの問題に対応する教育委員会の取り組みについて具体的に申し上げますと、文部科学省、道教委から示されたいじめ問題の取り組みの徹底、あるいは学校におけるいじめに関する基本認識と取り組みのポイント、及びいじめに関するチェックリスト等の通知文書や資料等に基づきまして、校長会の中で協議し、活用について勉強会を開催する中で、校内の教育相談の充実や校内体制の再構築など、対応への評価を図ってきてい

るところでございます。

更にこのいじめに対応する市教委の窓口といたしましては、土別市不登校いじめ問題等対策連絡会を開催し、全校児童・生徒に教育相談申込書を配布し、子供や保護者からの相談をいつでも受け付けることとしているほか、土別市青少年指導センターにおいては、教育相談員を兼ねた相談員を配置し、応対、電話、メールによる窓口を開設しながら、学校への巡回相談も実施しており、加えてセンターだよりの「のぞみ」にいじめ問題を特集した臨時号を発行し、児童・生徒にいじめがいかに人を傷つけるか、いじめは人権侵害であることなど、広報活動にも力を注いでいるところでございます。

このほか今年度におきましては、土別小学校に子供と親の相談員、土別中学校、南中学校には心の教室相談員、並びに自立支援教室指導員をそれぞれ1名ずつ配置する中で、不登校問題も含め、学校や家庭内での幅広い事案に対応しながら成果を上げているところでございます。

今や社会問題となっておりますこのいじめ問題について、ある報道によりますと、年々陰湿化、巧妙化していく傾向があると言われていますが、今回の全国的な増加を単なるいじめの定義の拡大による増加と見るのではなく、子供の視点に立って苦痛を受けている子供をなくしていくことが学校現場や社会に求められていることも私どもも強く認識して、今後の指導に当たっていきたいと考えているところでございます。

次に、学級給食と問題行動のかかわりから食育についてのお尋ねがございました。

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴いまして、家族そろって食事やだんらんの機会が減少し、その結果、偏った栄養の摂取や不規則な食事による健康障害、また1人で食事をする個食等の問題が児童・生徒の成長に暗い陰を落としていることは憂慮すべき状況でございます。日本スポーツ振興センターが17年度に実施した調査によりますと、特に朝の欠食はやる気や集中力の欠如、学力や運動能力への影響のほか、疲れやいらいらするなどの影響が懸念されました。学校での問題行動の原因には、朝の欠食が大きく起因しているとの報告もございました。子供の成長に大きな障害となっていると言われております。

このような状況の中、文部科学省では学校給食法のこれまでの主要な目的である栄養改善から食育に方針が転換される改正案の検討が進められておりますが、子供の食生活の乱れが指摘され、2005年に成立した食育基本法では、食育は知育、徳育、体育の基礎となるものと位置づけられ、学校における食の指導体制の充実が食育を推進する上で大切な要素であると考え、学校教育におきましても家庭科や総合的な学習の時間等の教科の中でも栄養や食生活、食の安全や食文化など、食育についての授業の中で実施しているところでございます。

農業を基幹産業とする本市にとりまして、地元産食材を使用した学校給食を通じまして、本市の農業生産者や流通過程等を児童・生徒が学ぶことは、食に対する理解や郷土愛をはぐくむ貴重な学習の場となるものでございますし、成長期にある児童・生徒にとりまして栄養バランスのとれた食事を規則正しく摂取していくことは、心身の健全な発達を促す上でも極めて大切なことと受けとめておりますので、今後におきましても学校、家庭と連携を図りながら、食

育の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。（降壇）

（「議長、議事進行について」の声あり）

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） ただいまの平野議員の質問でございますけれども、市長と語る会において、市長は8億円の赤字は大したことはない、もっともっと多いところもあると。こういう発言をなされて、市長はそれに答えて、土別市は8億2,000万円の不良債務はあるけれども、安心しておれると胸を張ったことはない、こう答弁されております。私はテープを巻き戻して精査をしていただいて、しかるべき措置をすべきだと、こう思うんだけど、お諮りをいただきたい。

議長（岡田久俊君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時30分休憩）

（午後 1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。平野議員より午前中の一般質問における市長と語る会に関する質問中、不適切な発言があり、取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、平野議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

一般質問を続行いたします。

7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、第3回定例会に引き続いて、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

この制度は2006年6月に政府が強行した医療制度の改悪法により75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、他の世代から切り離し、来年4月から実施されようとするものです。これまで保険料負担がなかった扶養家族も含め、75歳以上のすべての人から保険料を徴収する月額1万5,000円以上の年金受給者は保険料を年金から天引きされる。窓口負担は75歳以上が1割負担、70歳から74歳は現行の1割から2割負担に引き上げられる。滞納者にはペナルティーとして保険証が取り上げられるなど、その中身が知られるにつれて医療関係者や自治体、高齢者を初めとする多くの国民から一斉に批判の声が沸き起こってきています。制度の凍結や見直しなどを求める意見書や請願を採択した地方議会は短期間で280を超え、更に大きく広がろうとしています。また東京、千葉、埼玉、神奈川の1都3県は連名で政府に国庫負担の増額などの制度見

直しを緊急要請しています。11月22日に開かれた北海道後期高齢者医療広域連合議会においても、国と道に対して制度の改善と財政支援を求める意見書を全会一致で採択しています。

このような情勢にあつて、福田内閣、政府与党は現行制度では健康保険の扶養家族となっている人から新たに保険料を徴収することを半年ほど延期する、また70から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げすることを1年ほど延期するなど、医療改悪の一部凍結を言い出さざるを得なくなっております。これは制度の破綻をみずから認めたものにほかなりません。制度を決めた当事者がみずから負担軽減措置をとらなくてはならないほど、高齢者に負担を強いる制度であることが明らかになりました。

さて、11月22日に北海道の第1回広域連合議会定例会が開かれ、条例や計画などがやっと決まったところですが、保険料もようよう明らかになりました。75歳以上道民の平均的保険料は年金額が208万円として1人当たり年額9万6,100円であり、当初厚生労働省が試算した全国平均7万4,400円を上回っております。

お聞きしますが、この保険料額をどのようにお考えでしょうか。少ない年金から介護保険料も医療保険料も有無を言わず引き落とされる高齢者の生活を想像するとき、妥当な保険料設定と考えられるでしょうか、お考えを聞かせください。

22日の第1回広域連合議会には陳情書が4本提出されていましたが、すべてが不採択となっています。陳情の内容は滞納者への資格証を発行しない、道民が意見を述べる広聴会の設置、低所得者への軽減措置及び国保税より負担が増える高齢者への減額措置、連合会が責任を持って制度の周知徹底などを広域計画や条例に盛り込むように求めています。当然の要求だと考えます。どうして不採択となったのか。またどのような議論がなされたのでしょうか。議員である市長はどのように考え、どのような態度をとったのでしょうか、お聞かせください。

先ほど延べましたが、広域連合議会は国と北海道に対して制度の改善と財政支援を求める意見書を提出しています。広域連合への十分な財源措置、適切な低所得者対策、実態に即した助成措置、そして国の責任で十分な周知徹底を行うよう求めています。この制度をめぐっては国民、特に高齢者の怒りは大きいものがあります。北海道広域連合議会は政府に対して、4月からの実施を凍結し、制度の抜本的見直しをするよう求めるべきだと考えますが、議員である市長のお考えをお聞かせください。

次に、市民の健康と命を守る医療と市立病院についてお聞きいたします。

北海道には自治体病院が市町村立病院94、道立病院が8つ、合計102ありますが、これら病院の累積赤字は合計で1,800億円を越し、一般会計からの繰入金は2005年度で305億円と報道されています。士別市立病院の18年度決算では累積赤字は50億967万円であり、一般会計からの繰入金合計は6億2,000万円です。ほとんどの自治体病院は本来の医療事業では赤字ですが、繰入金によって何とか経営が成り立っているという現状です。

北海道は医療危機を乗り切るために、これら赤字経営の自治体病院を再編する自治体病院等広域化再編素案を発表しました。道内を30区域に分割し、区域ごとに中核となるセンター病院

を設置し、そこに医師や医療スタッフを集約して、医療機能を充実させる。そしてその周辺の病院は医療機能を縮小し、後方支援病院、あるいは診療所とする、いわゆるサテライト施設にしておこうというものです。

道の素案では名寄市立病院が中核病院で、士別市立病院はサテライト病院となっていますが、もう既に士別の場合、産科もなくなり、小児科も縮小され、救急医療は旭川か名寄へ走るといいう実態です。市民の経済面での負担、命の安全が守られないのではないかと不安など、市民に犠牲を強いる状況が明らかになっています。既に病院の再編、ネットワーク化を進めている山形県のある地域では、これによって医師不足が解消され、地域医療の質が維持されているのかといえば、そうはなっていないという情報もあります。サテライト施設では、医師不足により常設診療科の診療日が減少して患者が減り、経営に影響が出ている、あるいは医師不足により医師の過重労働がすさまじい。更に地域の人たちは高度な医療機能を備えている中核病院を受診するようになり、ますます患者が減少し、経営難に拍車をかけるなどの問題が起きています。

北海道医療対策協議会でもこの再編素案には賛否両論があると聞いております。新聞報道などによりますと、市長は再編やむなしの立場に立つようにも思えますが、この案が実施されることで山形県の例のようにはなりはしないか、士別市立病院が抱える課題解決に本当に役にたつのかどうか、素案実施による市民影響についてお考えをお聞かせください。

また、この案が実施されるまでにはさまざまな解決しなければならない問題があると考えます。住民の足の確保、救急搬送体制整備、住民の財政負担への援助、病院の医療機器のメンテナンスや維持及び有効利用、最新医療機器の新規購入、入院病床の縮減、病院の新たな診療体制の確立など、こういった問題解決への道筋は考えられているのでしょうかお聞かせください。

名寄市立病院と士別市立病院が対等合併のような形でお互いに不足するところを補完し合うような、例えば奈井江町と砂川市の医療連携の形を探るのも一つの道ではないかと考えますが、選択の余地はないものかどうかお聞きいたします。

士別市民の最大でかつ焦眉の関心事は市立病院の存続と健全経営です。市立病院はどうなるのかと大変不安に思っています。医師不足の緊急的、一時的解決策としてサテライト構想はやむを得ないかもしれませんが、これはあくまでも一時的であり、ずっと将来にわたってサテライト病院であり続けてはならないと考えます。ですから、医師確保への対策は真剣にかつ粘り強く取り組むべきと考えます。

私は、今日の市立病院の困難や問題を解決するためには市民と行政、そして病院、医師や看護師がひざ付き合わせて、知恵も汗も出し合って、市立病院の将来展望や地域医療のビジョンを考え合い、共同行動に足を踏み出すことが急がれると考えます。市民に依拠して、市民へ情報公開をして、アンケートをとったり、率直な意見交換をする場を無数に持つなどして、住民本位の病院づくりを目指すことを提案いたしますが、お考えをお聞かせください。

市民に頼りにされる病院、市民がなくてはならないと思う病院であってこそ、病院を守ろう

という機運が市民の間で高まるものと考えます。

次に、人工透析についてお聞きいたします。

小泉内閣による医療改悪で診療報酬も改定され、透析の医療費も大きく変わりました。透析の時間をどれだけ長くしても同じ保険点数にし、しかも点数の切り下げをしています。そのため透析時間区分が廃止されました。それによって4時間かけて行っていた透析が3時間、あるいは3時間半などに短縮され、全国でどんどん4時間未満の透析が増えてきています。透析時間が4時間を超える人に比べて3時間から4時間以下の人は生存への危険率が36%に増え、3時間以下の人は危険率が50%も増えるというデータがあります。透析患者は十分な透析時間をとってこそ、長生きできるということです。透析患者の人たちの中にはもしも土別市立病院がサテライト化すれば、透析治療は後退、あるいは廃止となり、いずれは名寄へ通うことになるのではないかと不安を持っている人もおります。

そこでお聞きしますが、現在市立病院で治療を受けている透析患者は何人でしょうか、またどのような診療体制で1週間の透析回数及び透析時間はどのようになっているのでしょうか。また診療報酬改定による透析時間の短縮などは行われていないと思いますが、いかがでしょうかお聞かせください。

旧朝日町では透析患者への交通費助成があったと聞きますが、合併特例期間が終わると、その助成も廃止されるのではないかと不安に思っている患者もおります。交通費助成の内容と今後それは廃止されるのかどうかお聞きいたします。廃止はするべきではないことを求めておきます。

診療所についてお聞きしますが、そもそも診療所設置の目的は何なのかお聞かせください。昨年の決算委員会でもお聞きしましたが、多寄診療所の医師は昨年12月1日に退任され、以来1年が過ぎ、いまだ不在のままだと聞いております。後任の医師を探す努力をされたのかどうか、また多寄の住民への影響はどうか、更に医師を迎えるめどがたっているのかどうかをお聞かせください。

また、朝日地域には個人病院がありますが、診療所は設置されていないのでしょうかお知らせください。

次に、男女共同参画社会の実現を目指す施策についてお聞きいたします。

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、北海道を初め、全国の都道府県や政令都市、市町村で男女共同参画に関する条例や計画が確定されてきています。本年4月に内閣府男女共同参画局が全国の地方自治体を対象に男女共同参画社会を目指す施策の推進状況を調査し、その結果を9月に公表しています。男女共同参画に関する条例は都道府県及び政令都市の97.9%が制定しています。市及び区では36.1%の自治体が制定し、これから検討を予定しているところを合わせると68.8%となっています。本市では2003年3月に行動計画は策定しましたが、残念ながら条例の制定には至っていません。男女共同参画に関する計画についてはすべての都道府県及び政令都市で策定しています。市及び区では80.9%の自治体が策定しています。本市で

は2003年から2013年までの10年にわたる男女共同参画行動計画を策定しています。

私は、本市が男女共同参画行動計画を策定してから2年後の2005年の6月定例会で計画の推進状況をお聞きしました。各種審議会や委員会での女性率を40%になるよう目標設定していますが、現実にはどれほどかとお聞きしましたが、そのときは女性の比率は26%ということでした。

そこでお聞きしますが、行動計画策定から4年がたった今日、各種審議会や委員会での女性が占める割合は40%に近づいているのかどうかお聞かせください。

また、この女性の比率を高めるためにどのような努力をされてきたのか、さまざまな機関や団体の指導的立場にある人を選べば当然女性の入る余地は皆無に等しくなります。また、女性自身も社会的慣習や差別意識にとらわれて、足を踏み出せないということもありません。しかしながら、行動計画では市民の半数は女性であり、政策の影響を受ける半数も女性です。女性の視点や意見が十分に市政に反映されることが男女共同参画社会の基本であり、市政における政策、方針決定過程に女性が積極的に参画することは必要です。このようにうたっております。女性委員の拡大に向けて、どのような努力をされてきたのかお聞かせください。

また、女性管理職の登用を積極的に進めることも同様に必要です。このことについては2003年3月定例会で市役所の管理職への女性登用についてお聞きしていますが、2002年度では医療職を除く管理職95名中4名が女性で、4.2%ということでした。さきの内閣府の調査では、本庁、課長、担当職以上の管理職は市及び区は8.7%であり、町村では8.3%となっています。本市における本年度の女性管理職、病院や保育所を除く一般事務職における女性管理職は何人で、全体の何%なのかお聞きいたします。

そして、女性管理職登用の努力を男女共同参画の視点から本当に重要と考えて取り組んでこられたのかどうか、またどのような取り組みをされているのかお聞かせください。

だれもが男女平等人権尊重の考えをしっかりと持てこそ、本当の男女平等社会が実現すると考えますが、残念ながら日本の女性の社会的地位の低さや平等のおくれは、日本の社会全体の根本問題として国際機関からくり返し批判され、改善を強く求められているのが現状です。それゆえに男女平等、人権尊重の意識は子供のときからしっかりとつくられることが重要と考えます。

また、いじめや暴力などは、人権尊重の教育が徹底されていれば根絶することができると思います。学校教育における男女平等、人権尊重の意識づくりは行動計画の施策の一つとして掲げられておりますが、具体的にはどのような取り組みをされているのでしょうか。事業の中で意識的に男女平等の教育をすとか、性に関する学習をすとか、どのような取り組みをされているのかお聞かせください。

家庭内暴力、いわゆるDVなどの暴力についての相談件数は内閣府の調査で全国的に急増していることが明らかになっています。生命身体に重大な被害が及ぶおそれがある場合のみ適用される保護命令の発令件数もまた急増しています。

そこでお聞きしますが、2003年の計画策定時から今日まで被害者発生件数はどれほどなのか。また、その実態及び救済の取り組みについて、差し支えない範囲でお聞かせください。特にDVの被害に遭った場合、まずは相談できる機関などを知っていることが重要と考えますが、情報の周知など、それへの対応も含めてお聞かせください。

また、来年1月には改正された配偶者暴力防止法が実施されますが、その中で相談支援センターの設置が市町村の努力義務となっています。このことへの取り組みについてどのようにお考えなのかお聞かせください。更に現時点での男女共同参画行動計画の推進状況をどのように評価されているのかをお聞きしておきます。

最後の質問は、生涯学習についてお聞きいたします。

公民館事業のIT講習会は、パソコンを覚えたいという市民要求にこたえて毎年開かれていますが、最近は初心者や初級者対象の講習会から、もう少しスキルアップした講習を望む市民の声もあります。受講者の実態、あるいは要求をどう把握されているのかお聞かせください。

当初35台の購入でスタートしたと聞きますが、現在使用できるのは18台くらいとも聞いております。そして、現在使用のパソコンはウィンドウズ98です。生涯学習としてこれからはますますパソコン操作を学びたいという市民が多くなると思いますし、パソコン機器は日々進化しております。そこで全部とは言いませんが、半分くらいは新機種を導入して、講習会の一層の充実を図り、市民の学習意欲にこたえる環境整備をするべきと考えますが、お考えをお聞かせください。また、これからの講習会の取り組み計画についてもお聞かせください。

次に、市民が楽しめるフットパスのまちづくりについて提案いたします。

フットパスは、人が歩く小さい道を意味し、人々が歩きながら景勝を楽しんだり、歴史の跡に触れたりしながら、のんびり歩く道です。発祥地はイギリスですが、日本では山形県長井市の最上川フットパスや山梨県甲州市の勝沼フットパス、北海道ではニセコや札幌藻岩山、根室などいろいろな町に特色あるフットパスがあります。インターネットで探せばすぐ見ることができますので、ぜひ検索してみてください。

土別には、川西の丘フットパスがありますが、不動公園内のランニングコース及び自然林内の散策路を整備して、フットパスをつくることを提案するものですが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

鳥や植物を観察し、春には春の、秋には秋の四季の変化が楽しめ、適度な勾配と距離があり、自然を満喫するのに絶好の場所だと思います。ここと学田、羊と雲の丘を結ぶコースをつくるのも楽しいのではないのでしょうか。十分な調査と戦略があればフットパスでまちづくり、まちおこしも可能ではないかと考えておりますが、まずは不動公園内の散策路を整備してフットパスを実現させることを求めるものです。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から後期高齢者医療制度について御答弁を申し上げ、市民を守る医療のあり方、男女共同参画の取り組み並びに生涯学習につきましては、それぞれ担当部長並びに教育委員会の方から答弁を申し上げることにいたします。

初めに、保険料に対するお尋ねでございますが、11月22日の広域連合第1回定例会におきまして、均等割50と所得割率50の比率で決定され、均等割が4万3,143円に、所得割率が9.63%に決定されたところであります。保険料が厚生労働省の試算した額より高いのは平成18年度の医療費に基づいて保険料が決定されたためであります。平成17年度の医療費統計によりますと、北海道は医療費が全国で2番目に高い地域でありますことから、制度上保険料が高くなるのはやむを得ないものと理解をいたしますが、保険料は制度の根幹でありますことから、医療制度を運営していく中で課題を検討し、国や北海道に要請してまいりたいものと思っております。

次に、広域連合議会に提出されました陳情書について、すべて不採択となりましたが、どのような議論がされたのか、私自身議員としてどのような態度をとったのかなどのお尋ねでございます。

まず、滞納者への資格証につきましては、広域連合より資格証の交付は機械的に交付するのではなく、市町村の担当窓口において十分実態に即した適切な対応が行えるように資格証明書の取り扱い等に係るマニュアルを作成して運用に努めたいとの考え方が示されたわけでありませぬ。

次に、広聴会の設置につきましては、広域計画に住民参加ということそのものは掲げられていないものの、議員を初め、構成市町村の住民からさまざまな方法で意見を求め、可能な限り今後も制度運営に反映させていきたいと広域連合の考え方が示されました。

次に、軽減及び減額措置につきましては、世帯主及び同一世帯内の後期高齢者の所得合計額をもとに、軽減の判定を行うことと政令により基準が定められており、判定基準を変更することは難しいと、また国保税より負担が増える高齢者への減額措置につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律で同様に一部負担金の減免についての規定があり、広域連合においても減免に関する規定を定めたいとの考え方が示されました。

次に、制度の周知徹底を図ることにつきましては、今後市町村の協力を得ながら、道内の主要都市で説明会を開催することを考えているとし、保健福祉団体などが開催する集会などでは要請に応じて広域連合の職員が制度の説明などを行っており、今後も要請があれば可能な限りこたえたいと広域連合から示されたところであります。

以上のようにさまざまな議論がなされたところでありますが、私はまずは制度をスタートさせることが何よりも肝要であると判断をいたし、条例案などに賛成いたしましたところであります。

次に、4月からの実施を凍結し、制度の抜本的見直しをするよう求めるべきと考えるがとのお尋ねでございます。

平成20年4月の制度実施は決定されており、現段階では実施の凍結は極めて困難なことと考えております。しかしながら、新しい制度ということもありますので、この制度を運用してい

く中で考慮する余地はないのか検討し、私も広域連合の議員として、また北海道市長会などを通して、国や北海道へ適切な措置を求め、働きかけてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から男女共同参画行動計画の取り組みのうち、学校教育における取り組みを除いて御答弁申し上げます。

平成15年3月に士別市男女共同参画行動計画を策定いたしましてから5年目を迎えていますが、この計画はすべての市民が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮し、家庭、職場、地域などで対等なパートナーとして生き生きと暮らす男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを進めているところであります。

そこで、まず審議会等への女性委員の拡大に向けての取り組み状況についてのお尋ねがありました。審議会等における女性委員の占める割合は、平成17年4月現在では26.5%、平成18年は27%、平成19年は28.4%となっており、本年4月現在、対象となる43審議会中、目標値の40%を超える審議会等は人づくりまちづくり推進協議会、公民館運営審議会、図書館協議会、児童館運営委員会、学校給食センター運営委員会、民生児童委員など7機関となっております。

女性委員の登用の拡大に向けての取り組みといたしましては、地域や団体などで活躍している人たちの情報を収集し、公募委員募集時には積極的に応募するよう声かけを行ったり、各種委員の登用の際に担当所管との情報交換を行ったりいたしておりますが、20代から60代の女性は勤めていたり自営業や農業の現役担い手として働いている方が多いことや、育児、介護などにより会議に出席できないなどの理由から委員の引き受け手が少なく、女性委員の登用拡大が進んでいない現状にあります。しかしながら、市民と行政との協働のまちづくりを推進するためにも男女協働参画についての行政情報を発信するなど、啓発に努め、引き続き女性委員の登用を進めてまいりたいと考えております。

次に、市職員の女性管理職についてのお尋ねがありましたが、本年4月1日現在、市職員の総数は616人、うち女性職員は259人で、その割合は42%となっております。この中で管理職数は166人で、うち女性管理職は29人、17.5%となり、議員のお話にありました内閣府の調査による全国の市及び区の女性管理職の割合は8.9%でありますので、本市はこれを上回っておりますが、これは市立病院を設置していることが主な要因と考えております。

ただ、病院や保健師、保育士を除いた一般行政職の管理職数は101人に対して、女性管理職は4人となり、その割合は4%でありまして、全道市町村の平均割合は3.9%でありますので、本市はほぼ平均的な状況にあるものと考えております。

なお、管理職の登用につきましては、男性、女性の性別にかかわらず管理監督能力があるかどうかを重視しつつ、政策立案能力、現状認識能力、現状適応能力のほか、これまでの仕事に対する考え方やその姿勢を総合的に判断する中で適正な登用や人事配置に当たっているところでありまして、今後とも男女が対等なパートナーとして、その能力や特性を發揮できるよう、

男女を問わず研修の場を設けるなど、職場環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、DVなどの暴力被害者についてのお尋ねがありました。

平成13年9月以降現在までの6年間に土別市DV等暴力被害者支援連絡会議が相談処理を行った事例はDVが27件、子供の虐待が15件、その他の家庭内暴力が7件、総数で49件となっています。この中にはDV被害者が道立女性相談援助センターや民間シェルターなどの緊急一時保護施設に避難入所し、土別を離れていったケースも数件ありました。

DVなどの被害者のための相談機関等の情報の周知についてですが、相談窓口等を掲載した「困ったときは相談を」というチラシを各公共施設等に置いているほか、広報しべつの男女共同のページに暴力相談専用電話について毎号に掲載するなど、市民への周知に努めているところであります。

DV法の改正により配偶者相談支援センターの設置が市町村の努力義務となりましたが、この施設の業務としては緊急時における安全の確保、つまり配偶者からの暴力を受け、緊急に駆け込み避難された被害者のために安全な居場所を確保し、加害者側からの追跡や暴力行為から保護することが規定されています。しかしながら、本市のような小規模の都市では、加害者から身を隠すための安全な施設の確保については、現状では困難な面もありますので、今後とも土別警察署、道立女性相談援助センター、民間シェルターや関係各機関などと連携しながら、DV被害者支援の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画行動計画の推進状況についてであります。

平成15年度の計画スタート以降、年度ごとに各課で実施される男女共同参画関係事業を調査し、翌年実施状況を集約して実績として取りまとめを行っていますが、平成15年度から18年度までの間に毎年210件前後の事業が計画され、その実施率は95から96%となっており、おおむね計画どおりの進捗率となっております。

今後は取り組みのされていない事業の検証や新たに強化する必要がある事業についての見直しを行っていく考えであり、特に男女共同参画についての市民の意識の高揚や啓蒙、啓発活動など、環境づくりについては、広報紙への掲載を初め、あらゆる機会を通じて取り組んでまいりたいと存じます。

近年は計画策定当時に比べ、国などの少子化対策の取り組みやセクシャルハラスメントやDVへの対応、男女雇用機会均等法の改正など、さまざまな社会情勢の変化があり、男女共同参画社会づくりの環境が整いつつある段階であると思われまますので、今後さら男女平等と人権を尊重する意識づくりや男女の自立を支援する意識づくりなど、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から市民を守る医療のあり方のうち、自治体病院の広域化再編と市立病院における人工透析についてお答えをいたします。

最初に、北海道医療対策協議会が取りまとめた自治体病院等広域化連携構想につきましては、先ほど市長から平野議員の質問にも答弁を申し上げたとおり、先月北海道から各地域の保健医療福祉推進協議会を通して各市町村に周知されたところであります。

この構想に至った経過につきましては、道内での自治体病院は約7割の病院が赤字経営であり、市町村の財政も大変厳しいことから病院に対する繰り出しも限界に達している状況にあります。このため小規模な市町村が単独で病院を維持し、高度な医療サービスを行っていくことは難しい状況にあり、さまざまな行政課題がある中では予算を効果的に医療の分野に投入していく必要に迫られております。

このようなことから北海道では、北海道医療対策協議会が中心となり、今後の自治体病院のあり方を検討してきたところでありますが、今後の医療機関のあり方につきましては、単に病院を集約するのではなく、その市町村の民間医療機関の状況や人口に応じた医療を確保していく必要があり、その中で広域連携を推進していくための区域を適切に設定していくことが求められております。また、実際の患者の動きに即した区域とすることや、従来からの地域のつながりに対する配慮も必要となっていたところであります。

このようなことを踏まえて、士別市を含む上川北部地域につきましては、名寄市立総合病院をセンター病院として、士別市立病院を規模適正化病院サブ区域病院として広域化連携を進めようとしているところであります。このことが実現いたしますと、メリットとしては地域の医療が安定して提供できること、良質で安全な医療が提供できること、救急医療体制が確保できること、病院経営の健全化が進められること、医師の労働環境が改善されることなどであり、また反対にデメリットとしては地域住民の利便性が低下すること、通院に要する経費負担が増加すること、病院が規模縮小することなどにより、地域の住民に不安を与えるのではないかとということなどが挙げられておりますが、もし仮にこの広域化連携構想が実現するならば、現在士別市立病院が抱えている最大の課題である病院の健全化対策につきましては、病棟の削減や看護師、その他医療技術職員の適正配置を実施することにより、早急な健全化の達成には至りませんが、平成20年度に作成しなければならない公立病院改革プランに求められている経常収支比率や職員給与費比率などの数値目標の改善にある程度つながるものと考えているところであります。

次に、広域化連携の推進に当たって解決しなければならないと思われる事項についてであります。

いまだ広域連携につきましては、具体的な話には至っておりませんが、仮に士別市立病院と名寄市立総合病院が連携をとるとなると、士別市立病院は規模が適正化されるとともに、縮小されることが予想されますが、診療につきましては出張医体制を含めて、現行の診療科を確保していきたいと考えております。

しかし、毎日すべての科において診療を行っていくことは困難な情勢にもありますので、名寄市に通院する患者の交通手段の確保やその方策についての検討も必要になってまいります。

このため今後の交通手段の確保対策につきましては、路線バス会社などともそのあり方について検討していかねばならないものと考えております。

また、救急医療体制につきましても連携することになりますと、名寄市立総合病院において体制を充実することが予想されるところであります。このため士別市立病院においては一定の救急医療は行うものの、救急車による患者の診療については名寄市立総合病院まで搬送することが考えられます。このようなことになりますと、救急搬送体制についても士別市で充実を図っていかねばなりませんので、今後広域連携の推進に当たりましては、消防当局とも十分協議していく必要があると考えております。

次に、市立病院と名寄市立総合病院との医療連携についてのお話でしたが、先ほど申し上げましたとおり連携化構想を実現するとになりますと、当然一部事務組合や広域連合による運営となりますことから急性期医療と慢性期医療については、両病院が機能分担をしていくこととなると思われますし、現在既に派遣を受けている小児科を初め、他の診療科におきましても医師の派遣などにより診療体制を構築していくことが可能になるのではないかと考えているところであります。

しかしながら、診療科によりましては、医師の大学の派遣先がそれぞれ相違する科も見られることから、すべての科において連携を行っていくことは難しいものと考えております。また、病院に必要な医療機器につきましては、初期投資に高額な費用を要しますことから、連携に当たっては共同利用を図っていくことで経費の削減を行っていく必要があると思われます。

次に、市立病院の健全経営に向けては、市民と病院と病院関係者が一体となって共同歩調をとっていくことが必要ではないかとのお話がございました。先ほどから申し上げておりますように、自治体病院の広域化連携構想につきましては、既に上川北部地域の保健医療福祉推進協議会においての協議を終えており、今後は各市町村においての協議に移っておりますので、本市においても市の現状や将来の姿、更には市立病院の実情を踏まえ、具体的な課題をもとに地域医療の確保と病院経営の健全化を両立させていくために広く市民の方々と意見を交換していかねばならないものと考えております。

次に、人工透析治療についてであります。

市立病院の透析センターにつきましては18床をもって運営しておりますが、現在52名の患者がおり、病状により3時間透析をしている方もいますが、多くの患者は4時間透析の治療を行っており、それぞれ週3回透析治療を受けるために通院をしています。

また、診療体制につきましては、医師3名による診察と看護師、臨床工学技士、看護助手で構成し、1日10名のスタッフにより月曜日から土曜日までの6日間において午前、午後の2部体制で診療に当たっているところであります。

患者の多くは士別市内から通院されておりますが、和寒町、朝日町からも通院されている方もおり、上川北部地域の透析病床数も限られていることから、従来どおり市立病院において診療を行っていく考えでありますし、透析時間につきましても今後も患者の負担を考え、現状

の透析時間で行っていく考えであります。

以上申し上げまして答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君）（登壇） 私から人工透析患者への交通費助成について、並びに地域診療所についてお答えいたします。

最初に、朝日地区で実施しております人工透析患者に対する交通費助成についてであります。本助成制度は朝日町以外の医療機関に通院している人工透析患者に対し、通院交通費の一部を助成することにより、生活の安定と健康の増進を図ることを目的に、平成10年度から実施しているところであります。

この助成内容は、朝日町から土別市内の最寄りのバス停留所までの往復バス料金に通院回数に乗じた額の2分の1を助成するものであり、通院回数の限度は月4回を限度としております。なお対象者が74歳に達した場合は敬老バス乗車証の交付対象となるため、これらの方を除き、現行のとおり継続して実施するものでありまして、現在5名の方が対象となっております。本制度については、申請の際、説明をしてきたところでありますが、議員御指摘のように対象者に不安を抱かせることのないよう、今後とも十分説明をしてみたいと存じます。

次に、地域診療所についてであります。まず診療所の設置目的につきましては、医療上不便な地区に居住する市民の健康保持に必要な医療の確保を図ることを目的として、地域住民の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、上土別地区と多寄地区に市立診療所を設置し、これらの地区の医療の確保に努めているところであります。

次に、市立診療所の診療体制についてであります。市立多寄医院につきましては昨年11月末に前任の医師が辞任したことに伴い、財団法人北海道地域医療振興財団に後任医師の紹介を依頼し、医師招聘活動を行っていたところでありますが、後任医師確保のめどがつかないことから、多寄地区の医師不在を一刻も早く解消し、診療所を再開するため、後任の医師が決まるまでの対応として上土別医院の吉田院長に多寄医院の診療をお願いし、本年2月1日から診療を再開したところであります。

多寄医院の診療につきましては、火曜日と木曜日は午後2時から午後6時まで、土曜日は午前9時から午後1時まで、週3回の診療を行っているところであります。また上土別医院につきましては、平成18年6月20日から吉田院長に経営を委託し、月曜日、水曜日、金曜日は午前8時30分から午後0時30分までと、午後3時から午後6時まで、火曜日と木曜日は午前8時30分から午後0時30分までの週5日の診療を行っております。

次に、多寄医院の医師の招聘活動についてであります。2月に吉田院長に多寄医院の診療を委託した以降も財団に医師の紹介を依頼しておりましたが、多寄医院における患者数の減少に伴い、前任医師の診療報酬も年々減少傾向にあったことから、安定した経営ができる診療報酬が見込めないことに加え、社会的な医師不足、とりわけ地方における医師不足が深刻な中においては、新たな医師確保は極めて困難な状況にあります。このため、本年6月に多寄地区の

自治会長会議において、後任医師の確保が困難なことから、医師の確保を断念し、吉田院長に多寄医院の診療を現状の診療体制で依頼する旨、説明し、了承いただき、また上土別自治連の代表の方にも同様の説明をし、了解をいただいたところであります。

こうして地域住民の御理解を得ましたことから、正式に吉田院長に多寄医院の診療をお願いし、本年6月下旬に財団への医師招聘依頼を取り下げたところであります。したがって、多寄医院は上土別医院と兼務のため、診療日が週3日と少ないことから、吉田院長は少しでも多く診療日を設け、地域の方々ができるだけ多く受診できるよう祝日も当番医として開院し、診療に当たっており、引き続き吉田院長に多寄医院と上土別医院の運営を委託してまいります。

今後におきましても、地域住民の方々が必要な医療サービスを受けられるよう、吉田院長を初め、地域の皆さんの御意見をお聞きしながら、施設の維持管理と計画的な医療機器の整備を図り、診療体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、朝日地区に個人病院があるが、診療所は設置されていないのかとお尋ねがありました。朝日地区では平成15年4月から内科医1名が町から病院施設及び医療機器の賃貸を受け、本人が病院開設者となって朝日クリニックを経営し、現在に至っております。朝日クリニックにつきましては、合併時において診療所の取り扱いも含めて協議したところでありますが、施設等の賃貸借契約期間が平成20年3月31日までとなっていることから、それまでは現行のまま存続させることとし、その後の取り扱いについては今後協議することとしたところであります。

そこで、現在の経営状況につきましては、患者の減少や診療報酬の見直し等により大変厳しくなっており、院長から市の診療所として開設してほしい旨の要望もあったところであります。したがって、施設等の賃貸借契約が明年3月末をもって終了することから、市としては、この要望の趣旨も踏まえ、上土別、多寄医院同様のシステムにするのか、今後院長とも十分協議してまいりたいと考えております。

以上申し上げますと答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から男女共同参画の取り組みと生涯学習にかかわっての御質問にお答え申し上げます。

まず、男女共同参画の取り組みにかかわって、学校教育での意識づくりについてのお尋ねがございました。学校教育におきましては、教育基本法の趣旨を踏まえまして、個人の尊重を重んじ、男女平等と相互理解との精神に基づいて進められておりますが、男女が互いに理解し合い、男女共同参画社会を担っていく次世代の市民を育てるため、学校教育の果たす役割は大きいものと考えております。

そこで、市内小・中学校ではあらゆる機会を通し、従来の固定化された男女の役割分業意識にとらわれることなく、児童・生徒の人間形成を図るために、学級名簿等において男女混合名簿を採用し、人権尊重や男女平等教育についても学級活動等の時間を通じ、お互いに信頼し、

学び合って友情を深め、男女の理解や協力し、助け合う大切さを指導しております。技術や家庭科では男女が同様の教材で一緒に授業を行うなどの取り組みを行ってきたところでございます。

また、性の尊重につきましても、各学校では保護者や児童・生徒を対象とした命の講話や性被害に遭わないための研修会を開催するなど、さまざまな取り組みを進めるとともに、北海道教育委員会等で作成した啓発資料やパンフレット等を活用するなど命を大切にすることをはぐくむ教育の推進に努めているところでございます。

今後につきましても、基本的人権の尊重と男女平等についての理解を深め、すべての子供たちが分け隔てなく成長できるよう発達段階に応じた学習指導の充実と生命の大切さを理解する研修会の開催など、学習機会の拡充に努めてまいりたいと存じます。

次に、生涯学習における公民館事業のIT講習会及びパソコンの機器についてのお尋ねでございますが、当該パソコンは平成13年3月に国庫補助事業の学習活動支援設備整備事業の補助530万5,000円をもって導入した36台のうち、31台を市民文化センターの視聴覚室に設置したものでございます。

中央公民館では設置したパソコンの有効活用と生涯学習の推進を図るため、平成13年度から初心者や初級者を対象としたIT講習会を開催してまいりました。講習会の開設時はパソコンが普及し始めたころでありまして、市民の多くの申し込みがありましたが、現在はある程度市民の間にパソコンが普及したこともあって年々減少している状況でございます。

ちなみにIT講習会の受講者の実態でございますが、平成13年度は40講座で延べ6,504人が受講され、平成14年度は20講座で延べ1,582人、15年度は10講座で延べ549人、16年度は4講座で延べ455人、17年度は4講座で延べ310人、18年度は2講座で延べ66人、19年度は2講座で延べ137人となっております。

また、IT講習会に対する市民要求の把握につきましては、公民館事業における講習会は基礎的な学習を目的として開催しておりますので、確かに議員のお話のとおり初心者、初級者を対象に開催する講習会からスキルアップした講習会を希望される市民がおられますことは承知いたしております。ただ、公民館事業として開催する講習会の役割は初心者の掘り起こし、基礎的な学習機会の拡充を目的に行っているところでございまして、スキルアップした講座となりますと、趣味として活用するにしてもビジネスなど実用として活用するにも、それぞれの目的、レベルにより講座内容が多種多様になりまして対応が非常に難しくなりますし、より以上のレベルを希望される方は民間事業所等が運営される教室なども充実されておりますので、現状を考えると、私どもとしては民間事業所などの活用も期待しているところでございます。

また、パソコンの機器更新についての考えでございますが、平成18年度におきまして、パソコン14台のハードディスクを交換いたしました。プリンター5台を新規に更新いたしました。このことで使用可能なパソコンは既に交換済みの4台と合わせまして18台、プリンターは5台となっており、ワープロソフトや表計算ソフト、更にはADSL回線をつないだインターネット

ト環境が整っておりまして、基本的な操作を覚えるには可能なものと思いますので、当面は機能の保持に努めながら活用してまいりたいと考えております。

次に、新機種の導入についての考えでございますが、こうした講習会は講師のパソコンと受講者のパソコンをLANでつなぎ、指導しておりますので、講師のパソコンと受講者のパソコンが同一の環境であることが望ましく、一部のパソコンを更新した場合は異なる機種や環境が混在することとなり、操作方法などにおいて支障が生じるおそれがございます。したがって、現在のパソコンが使用困難となった場合は全機種の更新が必要となると思いますので、今後の利用状況や講習会の推移や機器の状況などを見ながら、更新について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の講習会の取り組み計画につきましては、ある程度パソコンが普及したとはいえ、市民の間には初心者や初級者を対象とした基礎的な講習会を期待する市民がまだ潜在的にある状況にありますことから、こうした方々のためにも基礎的な講習会を今後とも開催してまいりたいと考えております。

次に、市民が楽しめるフットパスのまちづくりについての御提案がございました。

現在土別市には川西の丘フットパスと羊と雲の丘フットパスの2カ所に設置されております。川西の丘フットパスは2.4キロメートルから6キロメートルの4コース、羊と雲の丘フットパスには1.5キロのコースがありまして、市民ウォーキング大会等、多くの市民がフットパスを満喫されております。

議員お尋ねの不動公園内のランニングコースは合宿の里づくりの拠点施設でもありまして、シーズンになりますと、多くの合宿選手が訪れ、トレーニングに励んでおりますし、また市民も併設されている散策路も含めまして、ジョギングやウォーキング、更には植物や小動物の観察をしながら自然散策を楽しまれております。また、平成20年度には陸上競技場とグリーンスポーツを結ぶ連絡道路が完成することから、一層の利用が期待されているところでございます。

そこで、議員からのランニングコース及び自然林内での散策路をフットパスとして整備してはとの御質問がございました。確かにストレスの多い現代社会にありまして、森林に入って、より心身がリフレッシュされ、精神的な安定が得られる森林浴等の効用やウォーキングによる有酸素運動は肥満の解消や生活習慣病の予防を初め、多くの利点が挙げられております。しかし、今現在散策路内には簡易の橋の老朽化や急勾配の危険性から一部通行どめとしている箇所もありますので、これらの補修整備を含めまして検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、既存の不動公園内のランニングコースや散策路を早い時期に複数のフットパスコースとして位置づけまして、グリーンスポーツ内の案内看板2枚への標示や新たに簡易の地図等を作成いたしまして、市民へPRしていきたいと考えております。

また、本施設と学田の壮大な丘陵地帯と羊と雲の丘を結ぶフットパスコースにつきましては、既存の道路を活用し、景観やコースの設定など、関係団体と十分協議し、総合的に調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。（降壇）  
議長（岡田久俊君） ここで2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時38分休憩）

（午後 2時50分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成19年第4回定例会に当たりまして、通告に従いまして簡潔に一般質問を行いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

最初に、車いす用客室義務化についてお伺いいたします。

本市の障害者福祉については、昨年度の障害者用トイレ、いわゆるオストメイト対応トイレの設置、また本年度はサンライズホールにもそのトイレが設置されましたが、私はこの障害者用トイレ設置を高く評価しております。その上で本市の障害者福祉の現況をまずお伺いいたします。

昨年12月20日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が施行されましたが、円滑化促進法は高齢者や障害者が暮らしやすいまちづくりを進めるため、病院やホテルなど、建築物のバリアフリー化を目指すハートビル法と公共交通施設を対象にした交通バリアフリー法を一本化した促進法ですが、施行令の内容をお伺いいたします。

その施行令第15条では、ホテル、または旅館には客室の総数が50以上の場合は車いす使用者が円滑に利用できる客室を一つ以上設けなければならないとあります。そこで、本市のホテル、または旅館の客室に50室以上の施設があるのか伺うとともに、既存の施設には法の効力はどうなのか伺います。

また、法の効力がないとしても、行政が関与する施設についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

私は、行政のとらえ方として50室以下といえども今後改修予定の施設などには車いす用の客室を1室設けるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、都市計画街路についてお伺いいたします。

本市の士別市都市計画マスタープランには、本計画の位置づけは第4次士別市総合計画及び北海道における北海道都市計画マスタープランを上位計画とし、その内容に即して整合を図りつつ、本市の都市計画における土地利用、市街地開発、交通体系、公園緑地、下水道、都市防災、都市景観などの基本的な方針を示す計画として位置づけられており、計画の期間としては長期的なビジョンの計画であるため、平成14年度を基準年とした平成33年までの20年間を計画期間としておりますが、上位計画である総合計画の見直しに合わせ、一部計画を改定するもの

としますとあります。土別市総合計画事業一覧には都市計画マスタープラン見直し事業として、都市計画道路などの見直し検討とありますが、どの道路を検討するのをお伺いいたします。

また、本市の都市計画街路18路線の整備状況と今後の実施計画をお伺いいたします。

若葉通りが今年度完了しましたが、南大通りまでの開南通りの商工団地の一部は一般道として既に整備されておりますので、南郷通りまでは実施すべきではありますが、お伺いいたします。

また、都市計画街路であります東大通りが当初は22年度完了でございましたが、新年度完了予定と聞きますが、信号機の設置は、国道は当然としまして、東1号道路にも予測通行車両から設置すべきではありますが、お伺いいたします。

次に、地上デジタル放送についてお伺いいたします。

過去に議会で質問し、答弁もいただいておりますが、2003年12月に3大都市圏で放送が開始され、2011年7月にはアナログ放送はすべて終了します。土別市総合計画事業一覧にはテレビ難視聴地域解消事業としてテレビ放送の地上デジタル化に伴う難視聴対策として、前期3億9,000万円の事業費を計上しておりますが、その計画をお伺いいたします。

2011年7月までは、従来のアナログ放送と地上デジタル放送で全くの同一の内容を放送するサイマル放送が行われることになっておりますが、2011年には現行のアナログ放送はすべて終了し、古いテレビではテレビ放送を受信することはできなくなるために、地上デジタル放送を受像するには対応したチューナーを購入するか、チューナー内蔵の地上デジタル放送対応テレビの購入となります。2011年7月まであと4年ですが、本市の家電業界の企業努力は当然としてもテレビ受像機の地元購入について行政の考え方についてお伺いいたします。

本市の経済界は非常に厳しい状況ではありますが、13年度からの企業倒産と廃業件数を伺うとともに、行政としてどのように認識しているのをお伺いいたします。特に公共事業の減少により関連業界にとっては厳しい現況にありますが、計画されている上土別の農地再編事業、高規格道路などが本格的に始まると、関連業界はもとより本市商店街にも大きな経済的波及効果が期待されますので、それまでの時限立法として他市などが実施している住宅改修などの市独自の経済的支援策を新年度実施すべきではありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から車いす用客室義務化について答弁を申し上げまして、デジタル放送対応につきましても、それぞれ本庁担当副市長から、都市計画街路につきましても建設水道部長から答弁を申し上げます。

まず、本市の障害者福祉にかかわって公共施設の改修状況についてであります。平成15年3月に制定されました土別市福祉のまちづくり条例に基づき、障害者や高齢者を初め、すべての人々がともに安心して快適に暮らすことができ、かつ自由に社会参加ができますよう毎年計画的に改修を実施してきたところであります。

その改修状況を申し上げますと、各出張所を初め、診療所や文化センターなどの施設においてスロープの設置や玄関の改修、更にはオストメイト対応トイレの設置など、これまで8カ所の改修を実施してきたところであります。また、本年度におきましては、現在朝日小規模作業所のスロープの設置と玄関の改修、更にはサンライズホールのおストメイト対応トイレの設置を実施しているところでありまして、今月末には工事が完成する予定であります。

次に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の内容についてお尋ねがありました。この施行令は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法の規定に基づく要件や基準などが規定された政令でありまして、平成19年4月1日から施行されております。

この主な内容としては、特定建築物を新築しようとする際に建築主等の努力義務として最低限のレベルである建築物移動等円滑化基準に合うよう求められ、不特定かつ多数の者が利用し、または主に高齢者や障害者が利用する特定建築物は特別特定建築物となり、その新築、増築もしくは改築、または用途変更にかかる部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上となる場合は円滑化基準の適合が義務づけられております。更に改修予定のない既存建築物に対しても建築主への努力義務が求められております。また、望ましいレベルである円滑化誘導基準を満たす建築物は認定を受けることにより、税制上の特例措置や低利融資などのさまざまな支援措置を受けられる内容となっております。

次に、この施行令第15条の規定の対象となる本市における客室総数が50以上のホテル及び旅館などの施設についてであります。現在土別グランドホテルと土別イン翠月の2施設が対象となっております。また既存部分等への法の適用につきましては、増築、改築、または用途変更に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上となった場合には円滑化基準適合の効力が発生することとなります。

次に、市が関与している施設での対応についてであります。まず土別イン翠月につきましては、今後におきまして改修などを実施する場合には車いす使用者用の客室の整備をいたしたいと考えておりますし、50室以下であり、適合義務のないサイクリングターミナルにつきましても状況に応じた整備について検討したいと考えております。

また、改修計画を予定しております日向温泉につきましては、車いす使用者の客室を設ける計画といたしているところであり、バリアフリー法の趣旨を尊重した施設に向けた改修に努めてまいりたいと存じます。

以上私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 私から地上デジタル放送にかかわっての御質問にお答えを申し上げます。

地上デジタル放送につきましては、平成23年7月をもってアナログ放送が終了いたしますことから、この期限までにデジタル化への対応が必要となってまいります。

本市においてはNHKが本年10月1日に和寒中継局を開局いたしましたことに伴いまして、南町

などの一部地域で受信することができることになりましたが、多くの世帯が名寄中継局からの受信をいたしているため、この開局が明年の秋ごろの予定となっておりますので、この整備が終わり次第、NHK及び民報の視聴が可能となってまいります。また、地上デジタル放送に関しては必ずしも市民の皆さんに十分な理解がされていない面もありますことから、広報しべつ9月号に特集記事を掲載し、周知を図ったところであります。

そこで、お尋ねのテレビ難視聴地域解消事業についてでありますけれども、難視聴地域としてはアナログ放送と同様に、上士別地区及び朝日地区が考えられまして、これらの解消を図るため、21年度に上士別中継局や三望台ミニサテライトの施設整備のために1億7,000万円を総合計画の中に予定をいたしたところであります。また、平成22年度には南朝日、三栄地区などの山岳遮蔽障害対象施設の整備を図るとともに、建築物等の障害による難視聴につきましては、本来地上デジタル波はアナログ波より障害に強い電送方法のため、その多くは解消されるものとされておりますけれども、試験電波による調査によらなければ設置の必要性が判明しないため、市立病院、市民文化センターなどの都市型受信障害対策施設の機器更新についても整備を予定することといたしまして、あわせて2億2,000万円を計上し、総事業費3億9,000万円を現在策定中の総合計画に盛り込んだところでございます。

更に地上デジタル放送を視聴するためには、現在使用しているテレビ受像機を活用する場合には、お話にもありましたようにチューナーに接続するか、新たに対応テレビを購入しなければならないことになっておりますし、また、アンテナにつきましては多くは現在のUHFアンテナで受信可能でありますけれども、機種によっては使用できないものもあることとありまして、市民の皆様は地上デジタルテレビを初め、チューナーなどを購入いたさなければならないわけでありまして、

そこで、テレビ受像機の地元購入について、行政としてどのように考えているかということでございます。市内の電器店等にとりましてもテレビ受像機等の取り扱いの拡大につながるものであります。しかしながら、購入者はあくまでも個々人となりますことから、何とか地元購買につながるようラブ士別、バイ士別運動を推進する立場からも士別電気商組合とも連携を図りながら可能な限り地元からの購入の促進を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、本市における中小企業の倒産、廃業の件数についてお尋ねがございました。

平成13年以降、19年9月末までで倒産は建設業を中心に18件、廃業は建設業と小売業が主で84件となっております。この要因といたしましては、長引く景気の低迷に伴う資金繰り、同業者間の受注競争の激化、原油価格の高騰による原材料、燃料価格の上昇等から採算悪化に直面し、収益が減少するなど、今日的な中小企業の置かれている経済環境を考えますと、これまで経験したことのない多くの要因がふくそうしてありまして、中小企業の方々の並々ならぬ努力は報われない大変憂慮すべき経営実態にあるものと認識をいたしております。

そこで、今後本市が予定している大型事業が始まるまでの間、時限立法的に住宅改修等に対し、市独自の経済的支援策を実施してはとのお尋ねでございます。近年、本市の住宅建設は景

気の低迷等を主な要因として減少し、加えてその発注先は平成19年度では市外事業者が全体の約7割を占め、地元への発注高が少なく、このため地元企業に及ぼす影響が大変懸念されているところでもございます。

この対応策として地元建設業者に限定し、名寄市や留萌市でも実施している住宅リフォーム助成事業を導入してはというお尋ねでございます。このことにつきましては、本年の士別市総合計画の振興審議会においても御意見が出され、審議が行われてきた経過もでございます。

まずは、今日的な本市の財政状況を勘案いたしますと、この住宅助成状況の助成につきましては、極めて現状では難しいものと言わざるを得ないわけでございます。更にこのたびの決算審査特別委員会での御質問にも同様の考えで御答弁申し上げましたけれども、市民の方々が住宅リフォームの発注先を選択する場合、必ずしも地元企業に限らず、企業の技術力、アフターサービス等の建築条件、更には親戚や知人、友人等が市外で建設業を営んでいたり、あるいは勤務しているような場合、そうした人間関係のつながりなどから企業を選ぶことも考えられます。このような場合、市内の企業に限定した助成制度といたしますと、リフォームの発注先によって助成を受けられる市民と受けられない市民が出てくることも想定されますことから、この助成事業を市の制度として実施することとあわせて、今日的な経済状況の中では、本市の中小企業の方々が建設関連企業にかかわらず多くの企業の方々が今大変な状況に直面をいたしているわけございまして、こういう観点からいたしますと、この住宅の助成だけをもって実施をするということについては難しいものと、現状では判断をいたしているところでございます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から都市計画街路についての御質問にお答えいたします。

最初に、本市の都市計画街路の状況についてであります。議員お話のとおり18路線があり、延長が3万4,610メートルとなっております。このうち整備済み区間の延長は2万9,370メートルで、率にして約85%、未整備区間の延長は5,240メートルとなっており、率としては約15%となっている状況であります。

そこで未整備路線の実施計画についてのお尋ねですが、未整備区間のある7路線のうち、総合計画の基本計画にも記載しております2路線の中で、まずは駅西地区の懸案事項となりました西広通りの事業に着手し、他の路線につきましては沿線の土地利用や交通量を勘案し、順次整備を進めていきたいと考えております。

次に、都市計画街路の見直し、検討の内容についてであります。西広通りなどの幅員の検討と長期にわたって未整備である路線の必要性や位置づけを検証し、ルートなどについて総合的に行う考えであります。

また、開南通りとして計画されている路線の一部区間の整備についてであります。現状は

道路敷地がなく、市道認定もされていないため、早急な対応は難しいところではありますが、今後地域の方々と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、東大通りと南町東1号線交差点信号機の設置についてであります。東大通りについては20年度に全線が開通予定でありますので、開通後の交通量が大きく変わってくることが予想されますことから、交通安全施設整備調整会議や警察署と十分協議をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 市内経済が厳しいということで、他市でやっている、名寄、留萌ですか、いわゆる住宅改修に対する補助、答弁ではそれに限ってはできないと。ではそれに限らず経済状況すべてについての考え方はできるのかと。

それと、私はあくまでも確かに住宅改修する人が例えば親戚で名寄にいる、旭川にいるとかという人もいるかもわかりません。でもそういう制度をつくった場合においては、あくまでも本市でやっている建築業の方々、その人に限るんですよと、例えばそういう制度をつくった場合ですね。ですから、私は親戚がいるから旭川の人にやらしてもらうんだと、そういう人たちに対して、例えばつくった場合においては、いやこういう制度ですから、地元の企業ですよ、そうやってちゃんと分けていけば済む問題ではないかと、このように思うんですけれども、再質問とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 田宮議員の再質問にお答えいたします。

本市経済の全般的な振興対策ということにつきましては、行政がまず第一に考えていかなければならないのは公共事業の確保であろうかというふうに考えております。その一方では、今お話のありましたように、住宅にかかわって、これ一つの施策として展開するに当たっては、ある意味では有効な手段という一方の考え方もそれは当然あると思います。でも一方では、それに伴って投資をする財源というのは市民の税金が主体となっているわけですから、対象になる方とならない方も今のような区分けをして実施をするということになると、すべての人は私たちの、これはちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、税金を納める立場ということからすると、やはり公平性を欠くということがまず第1点に考えられるのではないかと。

それと、今日の本市の財政状況、先ほど来から話はありますけれども、今病院の不良債務、今後どうやって解消していくのかということ、18年度末で8億2,000万円の不良債務が発生をいたしている。更には今年度も18年と近い不良債務が出るのではないかと。これをやりますと、今考えただけでも10億円を超える不良債務が発生するというような状況にあるわけでありまして、そういった面からいたしますと、これらの解消を今後病院の経営改善計画とあわせてどうやって対応していくのかというような状況からいたしますと、そういうことをまず優先すべき課題であろうという観点からして、この問題についてはなかなか一過性で、例えば名寄の例を

とりましても当初1,000万円で予定していたものが要望が多くて3,000万円に増額補正せざるを得なかったということになりますと、そういう事態が発生した場合に本当にそういうことで財政規律が維持できるのかどうかということもあるんだというふうに考えております。

そういったもろもろの判断から過般商工会議所の方からも、これらにかかわっての要望がございましたけれども、こういった実態を市長の方から御説明することによって一定御理解をいただいたと。ただ、すべてが全部だめというような状況をお話をしているわけではございません。今の財政状況からすると、今言ったような施策については、なかなか取り組むことが難しいということで御理解をいただいたところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 3時19分散会)